

○午後1時開会

○議長（松澤利行君） ただいまから平成29年第4回品川区議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議席の変更について

○議長（松澤利行君） 初めに、議席の変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり、議席の一部を変更いたします。

○会議録署名人選定について

○議長（松澤利行君） 次に、会議録署名議員をご指名申し上げます。

伊藤昌宏君

安藤たい作君

ご了承願います。

○日 程

○議長（松澤利行君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

○会期決定について

○議長（松澤利行君）

日程第1

会期の決定について

を議題に供します。今期定例会の会期を本日から12月7日までの14日間といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定いたしました。

次に、

日程第2

一般質問

を行います。

順次ご指名申し上げます。

本多健信君。

〔本多健信君登壇〕

○本多健信君 品川区議会自民党・子ども未来を代表して一般質問を行います。

質問の第1点目は、都と区のあり方について伺います。

10年前の平成19年、特別区制度調査会会長コメントの一部にこうあります。特別区を名実ともに住民に最も身近な最初の政府として再構築するためには、都区制度を支えてきた基本的観念である東京大都市地域における行政の一体性からの脱却と、都の区の制度の制度廃止が必要であるとの結論に至りました。その上で、基礎的自治体が自らの意思決定における主体性と行財政運営における自立性を維持しな

がら、対等・協力による相互補完を行う仕組みとして基礎自治体連合を提案しました。これは、地域の特性に合わせて多様な自治の選択を可能とし、東京大都市地域以外にも応用可能な新たな地方自治の枠組みです。都区制度改革は、コップの中の嵐、こう揶揄されることがあります。東京大都市地域における基礎自治体（各特別区）と広域自治体（東京都）のあり方を、都の区という制度の枠組みの中だけで解決しようとしたからではないでしょうか。基礎自治体である特別区のあり方も、これまでの都区制度の枠組みを超えた新たな発想で、自らの自治の姿を構築する必要があると考えました。特別区が何を求めて、何をなすべきかは、基礎自治体連合の構築に託すと同時に、基礎自治体連合の構想が日本の自治制度に対する東京大都市地域からの発信となれば幸いです。

これに対して、同時期10年前の特別区長会会長のコメントの一部に、特別区長会としては、特別区制度調査会の報告を十分吟味し、国や都の議論、区議会や住民をはじめ、関係者のご意見を踏まえながら、東京における新しい自治の姿の構築に向けて、今後大いに議論を深めていきたいと考えていますとコメントされました。

現在、児童相談所につきましては、設置と移管に対する区の考え方が明確にされつつ、財調制度における配分割合については、大規模な税財政制度の改正や役割分担に大幅な変更があった場合などには変更するとされております。児童相談所の移管は、役割分担の大きな変更であり、配分割合の変更がされるべきと区も見解を示されております。

都区のあり方、この10年間について、総括的な捉え方、見解をお聞かせください。また、課題や取り組みなどについてもご所見をお聞かせください。

次に、教職員の人事権についてです。

品川区が独自教員を採用され、実績、定着性が高まっていることを評価いたします。現行の教職員人事権につきましては、23区により温度差が生じているのは以前から把握されておりました。人事権につきましては、現在までのやりとり、今後の取り組みなどにつきまして、区のご所見をお聞かせください。

この件に関して、以前、東京都教育長に直接伺い、困難なことは承知しておりますが、お聞かせください。

そして、都内市区町村で配置されている方が品川区転入願いをかなえられないケースがあるとお聞きしますが、状況につきまして品川区が把握されているのか、また、新規採用時より定年まで品川区で採用されることが望ましいと思います。そうした制度の構築に向けまして、区のご所見をお聞かせください。

質問の第2点目は、文化財について伺います。

先月、区民委員会の行政視察で佐賀県唐津市を訪問する予定でしたが、台風21号の直撃を受けまして、訪れることはできませんでした。当初の予定では、唐津市の唐津コスメティック構想について、産学官連携による環境整備と、地域資源を生かした経済活動活性化と、肥前名護屋城歴史ツーリズムプロジェクトについて、歴史に根差した史跡を活用した地域の魅力を創出。それぞれの事業の展開と成果について調査を行い、あわせまして、唐津くんち開催直前の、子どもから大人まで多くの人々で行うおはやしの練習風景、いわゆる無形民俗文化財の取り組みも調査できることを願っておりました。改めての機会といたします。

現在、品川区内には、指定文化財、国宝2、国指定17、国登録2、東京都23あり、品川区指定文化財は143になります。こうした情報は品川区のホームページなどで入手できますが、さらに広めていただきたいと思います。現在行っています文化財の公開の状況や効果についてお聞かせください。

143の指定文化財には、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料、民族、史跡、天然記念物、風俗慣習、さまざまな分野がありますが、このうち一例を取り上げれば、歴史資料第4号、平成18年11月28日指定の東品川、利田神社の鯨碑、寛政10年、大鯨が発見され、11代將軍家斉の上覧後、鯨を吊い事件を後世に伝えるため建立された碑。多くの区民が認識をされていることとは思いますが、このような品川区の歴史と関係の深いものという趣旨のものを、さらに区内外、国内外へ文化財のPRをする必要があると思いますが、この点につきましてご所見をお聞かせください。

また、現在、品川歴史館で開催中の特別展「大崎・五反田ー徳川幕府直轄領の村々ー」を見て、聞いて、学んで思いましたのが、関東大震災や戦災を被り、寺社や個人所蔵の文化財が多く失われました。しかし、今もなお残されている文化財も多く、品川区指定と位置づけるか協議の対象にする、あるいは観光資源という観点につきまして区としてのご所見をお聞かせください。

次に、143あります区指定文化財の中で、おみこしは、工芸品第3号、平成元年3月14日指定、品川神社の徳川家康公が奉納されましたおみこし1基です。おみこしの指定の定義は、おおむね100年以上の歴史を持ち、現在は担いでいないものだと思います。品川区内、そうしたおみこしは宝物としてそれぞれの宝物殿などにあり、複数あります。品川区指定文化財として位置づける、または協議していくなどについて、ご所見をお聞かせください。しながわみやげの冊子を見ても、しながわ観光協会オリジナル商品PRにも、おみこしが品川の象徴として示されています。

次の質問へ移ります。質問の第3点目は、防犯対策の強化について伺います。

品川区の生活安全推進事業には生活安全協議会経費等があり、目的は、全ての区民が安心して生活を送ることができる地域社会の形成をめざし、警察署等行政機関、防犯関係団体等と連携して、区民の生活の安全に関する意識の高揚を図る。また、生活安全に関する事項について協議する品川区生活安全協議会を運営するとあります。ほかにも、生活安全サポート隊活動費、自主的防犯活動団体支援、安全安心啓発経費、近隣セキリユティシステム運営経費、荏原町安全安心ステーション運営経費、各種助成金、安全安心パトロール協定推進経費、歩行喫煙防止推進経費などがあります。

初めに、生活安全サポート隊活動費の警察官OBの非常勤職員19名、青色回転灯つきパトロール車5台の体制で、7時30分から22時までの勤務とし、生活安全に関する各種活動を推進する、この事業の成果についてお聞かせください。そして、今年度で3年目となります品川区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例の公布に伴い、悪質な客引き等を防止するための繁華街への巡回の成果についてもお聞かせください。

先日、区民の方より残念な言葉をいただきました。区の方が移動中に、児童が乗る自転車と出会い頭に接触しそうになり、自転車の児童は転倒しそうになりましたが、バランスを崩しただけで、すぐにその場を立ち去り、無事だったようでしたが、車の方は車内にいて、外にも出てこなかった。外に出て「大丈夫？」と一言欲しかったと、その場に居合わせた方の声を聞きました。先ほどの目的にもあるように、全ての区民が安心して生活を送ることができる地域社会の形成をめざし、実現を願います。

質問いたします。現行の巡回時間を、夜間、深夜と拡大するお考えはないでしょうか。抑止力から見て、現行の巡回時間は必要です。そして、夜間、深夜への巡回のニーズをどう捉えているのか、ご所見をお聞かせください。

また、女性の安全を守る観点から質問いたします。夜間、深夜の女性の一人歩きはなるべく避けたほうが良いとはわかっていますが、現実には困難です。男女共同参画の時代でもあります。重要なことは、先ほどから何回も述べています、全ての区民が安心して生活を送ることができる地域社会の形成です。例

例えば、夜間、深夜の路地裏のパトロール、例えば、電車やバスの終着駅での常時見守り、例えば、電車の終電終着駅、電車内での見守り、監視の目が薄まる時間帯への対応についてお聞かせください。防犯カメラでは防ぐことのできない迷惑防止についてお聞かせください。また、あわせまして、つきまとい等、ストーカー行為等への対処法につきまして、東京都、警察署等関係機関と連携しての取り組みは十分理解していますが、品川区が積極的に対処していく点についてご所見をお聞かせください。

質問の第4点目は、食中毒などから健康を守る取り組みについて伺います。

食中毒の発生にはさまざまな場所での発生が考えられますが、飲食店などでは、区民に安全な食品を提供するために、食品衛生法、食品安全基本法、食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関する法律、食品表示法、東京都食品安全条例、食品製造業等取締条例および東京都ふぐの取扱い規制条例等に基づいて食品衛生事業を行い、飲食店の自主管理向上へとつながっておりますが、家庭などでの食中毒などから健康を守る取り組みが重要視されます。

平成18年から、冬場に発生するノロウイルスによる食中毒が目立って多くなってきており、ここ数年はピークを過ぎたと言われる4月まで流向が続きました。平成17年度までは、6月から8月の間に食中毒事件の約半数の患者が発生していましたが、過去5年間の平均を見ると、夏だけに集中する傾向はなく、1年を通して注意することが必要です。ウイルス性の食中毒は、人から人へ感染し、1事件当たりの患者数も多目なので、特に注意が必要だと思います。

食中毒の原因には、ノロウイルス、ウェルシュ菌、カンピロバクター、ブドウ球菌、病原大腸菌、サルモネラ属菌、植物性自然毒、化学物質、腸炎ビブリオ、エルシニア・エンテロコリチカ、その他アニサキスなどの寄生虫が挙げられますが、昨今の状況や課題についてお聞かせください。そして、消費者が自らを守る予防策や心得についてお知らせください。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、都と区のあり方についてお答えを申し上げます。

平成12年施行の地方自治法改正により、特別区は基礎自治体として新たな一步を踏み出しましたが、大都市事務の役割を踏まえた財源配分については、引き続き都区の協議が続けられることになりました。平成18年2月の都区協議会において一定の決着を見たものの、都区の事務配分、区域のあり方、税財政制度については、新たな組織で検討することとされました。これにより、平成19年、都区のあり方検討委員会が設置され、平成23年までに都の444事務について検討を行い、配分の方向づけがなされました。しかし、その後、都は事務配分と区域のあり方はセットで議論すべきとの主張を行い、都区のあり方についての議論は進んでおりません。

一方、この間、特別区では研究会を立ち上げ、特別区制度調査会の提言を踏まえた「都の区」の制度廃止、「基礎自治体連合」構想など、今後を見据えた調査研究を続けてまいりました。

こうした中、児童相談所の移管については、都区のあり方検討とは切り離して協議を進めることに合意し、現在、具体的に協議検討を行っているところです。

区といたしましては、地方自治法の基礎自治体優先の原則を踏まえ、広域的に都が実施すべき事業以外は区が担うことを基本とした事務配分と、それに見合う安定的な財源確保に向け、今後も全力で取り組んでまいります。

その他のご質問等については、各部長等よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、教職員の人事と文化財についてお答えいたします。

まず、人事権の移譲についてですが、特別区では、各地域の実情に応じた学校教育を推進するため、学級編成等の権限や、それに伴う必要な財源とあわせて、区立学校教職員の人事権を区へ移譲するよう要望しております。それに対し、都は、教職員の採用や異動、昇任等については区市町村間の広域的な調整が不可欠で、解決困難な課題があるという考えを示しており、平行線をたどる状況が続いております。独自の教育施策を展開している本区といたしましては、引き続き人事権の移譲を都に粘り強く働きかけてまいります。

次に、本区への転入についてでございますが、教職員の人事異動は、必ずしも個人の希望が優先されるものではございません。また、人事情報につきましても、都が管理しているため、本区に転入のなかった教職員の希望状況等は把握できないというのが現状です。

次に、定年まで品川区で勤務できる制度についてですが、都で採用された教員については異動要件などの制約があり、退職まで品川区で勤務させることは極めて難しい状況にあります。しかしながら、本区では、「ずっと品川の先生」である固有教員の採用を平成21年度から実施しており、区独自の教育施策推進の要として、長期的に活躍することが期待されております。今後とも、有能な固有教員の採用と、その後の育成に努めてまいります。

続きまして、文化財についてお答えいたします。

初めに、文化財の公開の状況や効果についてですが、区内の文化財は、期日を限定したものを含め、約6割が公開されております。今年度の文化財一般公開は、伊藤博文墓所など8か所でおおむね3日間行い、800人以上が訪れました。日ごろ見学できない貴重な文化財を多くの皆様が身近に感じることができ、区民の文化的生活の向上に寄与するよい機会になったと考えております。

次に、PRについてですが、現在は、文化財めぐりや一般公開などで区民の方に関心を持っていただくようにしております。また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けまして、4か国対応のまち歩きアプリ「わ！ しながわ巡り」等を活用し、海外の方にも区の文化財情報を発信しているところです。

次に、文化財の区指定、観光資源という観点ですが、区内には歴史に由来する建造物や工芸品、名勝など、魅力的な資源が多数ございます。歴史的に貴重であり、次世代に引き継ぐ必要があるものは、指定文化財として残していく考えでおります。また、今後は、文化観光課とも連携し、観光スポットも含めた文化財めぐりの設定なども考えてまいります。

最後に、みこしについてです。議員ご指摘のように、品川神社のみこしは区内で唯一の江戸時代初期のもので、北品川の歴史を物語る貴重な資料であります。みこしの文化財指定は、由緒、年代、歴史的希少性などを要件としており、文化財保護審議会の意見も聞きながら研究し、判断をしてみたいと思います。

〔地域振興部長堀越明君登壇〕

○地域振興部長（堀越明君） 私からは、防犯対策の強化につきましてお答えいたします。

まず、生活安全サポート隊ですが、登下校時の児童見守り活動をはじめ、特殊詐欺に関する広報啓発活動や、自主的防犯活動団体や警察署との合同パトロールのほか、歩行喫煙・ポイ捨て防止など、警察官OBとしての知識と経験を生かして幅広く活動しているところです。子どもの安全や区内の刑法犯認知件数減少の一助となっていると認識しております。

次に、客引き行為等防止についてですが、条例制定前には悪質な客引き行為が横行しておりましたが、

客引きに対する指導や通行人に対する注意喚起などを行ってきた結果、客引きの人数も減少し、悪質な行為もほとんど見られない状況となっています。夜間、深夜帯についても、大崎警察署への通報や区への苦情もほとんどなく、環境は改善されつつあると認識しております。引き続き、五反田地区の店舗や地元町会、大崎署等からのご意見も伺いながら、指導などの対応に努めてまいります。

次に、女性の安全対策についてお答えいたします。

防犯対策全般については、一義的には警察が対処すべきものですが、地域における防犯パトロール活動などの自主的な取り組みのほか、生活安全サポート隊の活動など、地域全体で防犯対策を推進してきた結果、女性を狙ったひったくりや性犯罪などの発生も減少傾向にあります。さらなる犯罪抑止を目的として、夜間、深夜帯については、警察がパトロールカーによる巡回を強化していると聞いております。また、駅や電車内などの公共空間においては、鉄道事業者が警備員を配置したり、防犯カメラを設置したりするなどの対策を進めております。女性自身に防犯意識を持ってもらうことも重要であることから、区としましても、警察や関係団体等と連携し、啓発活動に努めてまいります。人のかわりに地域の安全安心を見守る「眼」としての防犯カメラにつきましても、引き続き地域での設置促進を図るとともに、公園など区施設への設置の拡大について検討してまいります。

最後に、ストーカー事案については、状況によっては急速に重大事案に発展するおそれがあることから、速やかに警察に連絡して保護などの対応を促すとともに、庁内関係各課での情報共有と連携を図り、相談者の身体、生命の安全確保を最優先として、住民票の交付制限など総合的な支援活動に努めております。今後も、地域、警察、区などの関係機関が一体となって犯罪を寄せつけないまちをつくり、全ての区民が安心して生活を送ることができる地域社会の形成に一層努めてまいります。

〔品川区保健所長西田みちよ君登壇〕

○品川区保健所長（西田みちよ君） 私からは、食中毒などから健康を守る取り組みについてお答えいたします。

区では、食中毒の発生を防ぎ、食品の安全確保をめざすため、食品衛生法等に基づき、食品取扱施設への定期的な監視指導を行うほか、食品事業者自身による自主管理の促進を図る施策を講じております。その一方で、消費者を対象には食品衛生街頭相談会や各種講習会を実施するなど、食の安全を図る施策を総合的に実施しております。

お尋ねの食中毒の発生状況につきましては、平成28年は都内で136件、品川区で4件、ことしは都内111件、区内で3件発生しております。ご質問のございましたノロウイルスについては、食中毒患者数の約46%を占めており、そのうちの80%が食品の調理時においてウイルスに触れたことによると報告されております。こうした状況を踏まえ、大量調理施設における集団食中毒発生の防止策や家庭における食中毒防止のための啓発など、対策を講じているところです。

次に、消費者が自ら守る予防策や心得につきましては、手洗いの励行のほか、調理器具は汚れを落として消毒するなど、原因物質をつけない、適切な冷蔵保存等により細菌を増やさない、食品はしっかり加熱をし、殺菌するという「食中毒予防の三原則」を中心に、各種広報媒体を活用して、今後とも食中毒予防の啓発に努めてまいります。

○議長（松澤利行君） 以上で、本多健信君の質問を終わります。

次に、中塚亮君。

〔中塚亮君登壇〕

○中塚亮君 日本共産党を代表し、一般質問を行います。

初めに、戦争から住民の命を守るのが区長の役割、憲法9条と核兵器廃絶を問うです。

ことし11月、日米首脳会談が開催されました。米朝の軍事的緊張は、偶発的な軍事衝突を機に戦争になりかねない危機の中、安倍首相は解決に向けた北朝鮮との対話による外交を「全く意味がない」と否定。軍事衝突を選択肢とするトランプ大統領を「支持する」と表明しました。一方、トランプ氏と韓国、中国の首脳会談では、共同会見で両国首脳が「対話による平和的解決」を述べ、トランプ氏も条件つきながら対話に言及しました。一切の対話を否定し、軍事力行使を容認する安倍首相は、世界から見ても異質です。

高まる危機とは、核戦争です。これは、日本のみならず、人類の生存を脅かす危機。核戦争だけは絶対に避けなければならない、それには経済制裁の強化と一体に「対話による平和的解決」を図る以外に道はありません。しかも、海外での武力行使を認める安保法制を憲法上追認する安倍9条改憲とは、問題解決の逆行以外の何者でもありません。

ことし5月の東北6県市町村長「九条の会連合」は、総会で「安倍首相の憲法9条改憲に反対する緊急アピール」を採択。地方自治の確立が21世紀の国づくりと述べ、命と暮らしを脅かす最大のものは戦争です。市町村民が戦火に巻き込まれ、戦争に駆り立てられないように、憲法9条を守り生かさなければなりませんと、全国の首長に呼びかけました。

また、国連での核兵器禁止条約採択に貢献したNGO団体ICANにノーベル平和賞が授与されました。ノルウェーのオスロで開催される授与式には、広島市長、長崎市長も出席し、広島市長は「被爆地の市長、平和首長会議の会長として、核保有国を含む各国に、核兵器禁止条約に署名・批准するようアピールしたい」と話しています。国内外は戦争回避、核兵器廃絶へ大きく動いているのです。

そんな中、演野区長はどうでしょうか。米朝関係や安倍改憲を問うても、「外交防衛上の問題は、私の役割を超えるもの」と他人事。核兵器禁止条約も、「意見表明や働きかけを行っていく考えはない」と、一切の拒否です。これでは、「戦争だけはだめ」の願いに反すると同時に、非核平和都市品川宣言の恒久平和、核兵器廃絶に反する態度。品川区長としての資格が問われます。なぜ、この米朝の危機打開に意見表明や行動せずに核戦争から区民の命を守り、恒久平和、核兵器廃絶がつかれると思うのか、伺います。

改めて、安倍9条改憲への反対、米朝対話の働きかけ、ヒバクシャ署名へのサインを求めますが、いかがでしょうか。そして、ICANのノーベル平和賞受賞は区としても歓迎すべきことではないのか、伺います。

次に、子どもの豊かな教育へ、学校選択制は近隣校限定ではなく、きっぱり中止をです。

学事制度審議会の中間まとめが示されました。学校選択制について、中学校は現状の区内全域で、小学校では災害時の対応を踏まえ近隣校に限定する内容です。これでどうして学校教育や地域、災害時などの問題が解決するのでしょうか。むしろ学校を選ぶ仕組みで、学校を子どもとともに、先生、地域、保護者でつくり上げると形を壊し、さらに学校と地域の関係を希薄にし、災害時の防災対策に課題をつくっているのが実態です。

資料には、町会長などの意見が示され、「学校選択で他の地域に行っている子どもたちとの交流がなく、近隣地域のきずなも生まれない」「災害時、遠方より通う子どものことを考えると学校選択制は反対」などの指摘があり、100件の意見の中で、賛成はわずか11件、見直しやマイナス影響は68件、廃止すべき8件、疑問などを含める、その他13件合わせ、89%が選択制を肯定していません。

区は、保護者アンケートでよい制度との回答が7割に上っていることを挙げ、保護者の理解は得られ

ていると説明しますが、実際の選択は3割程度ですから、「選びたい人が、そうできるように」ぐらいのもの。むしろ、その結果、大規模校と小規模校が極端に生まれることや、問題とされた学校を選ばない仕組みがつくられることで、学校で起きている問題を地域とともに克服する地域の教育力、学校を通じて地域がつながる地域力を壊しているのです。

教育委員会に、選択制による地域との希薄化、学校教育への悪影響を問うと、「希薄化は都市部での共通課題」などと直接の影響を否定し、都市部の問題だとしました。選択制で壊している自覚もなければ、実態も認めないとは許せません。

また、多くの子どもを持つ保護者も、子どもを通じて保護者や地域がつながることを強く望んでいます。東日本大震災を経験し、地域のつながりを強めたいという住民の思いは一段と高まっています。だからこそ、お祭りやイベントをPTAや町会の方々は熱心に取り組んでいるのです。なぜ選択制で学校と地域との関係を希薄にしている実態を認めないのか。また、希薄化を都市部共通の課題との説明は、地域の努力、区民のきずなを否定するものではないのか、伺います。そして、防災と言うなら、近隣校限定ではなく、学校選択制そのものをやめるべきと思いますが、いかがでしょうか。

さらに問題は、選択制で大規模校と小規模校をつくった上で、小規模校のコストを「児童1人当たりでは高くなる」と、財政上の問題だと記しました。どの子ども大事にする教育こそ区民の願いです。未来に生きる子どもの学校教育を子ども1人当たりのコストで問題にすることは、もはや教育ではありません。小規模校における子どものコスト高の何が問題なのか、伺います。

その上で、小規模校について統廃合への検討を記しました。つまり、選択制で小規模校をつくり、その結果を統廃合につなげるのです。保護者の選択を利用して統廃合とは、こんなひどい教育はありません。児童・生徒数の将来推計でもピークが過ぎ、現在の人口に戻るのが6年生までの児童数では約30年後、9年生までの生徒数では約40年後。新たな再開発でピークはさらに伸びます。もはや、その子どもが大人なる時代に対して、今から統廃合を求めるとは許せません。なぜ今から統廃合を検討するのか。やめるべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、LGBTなど性的マイノリティー理解促進と支援に向けた計画策定をです。

毎年5月の東京レインボープライドは、「らしく、たのしくほこらしく」をモットーに、性的指向や性自認のいかんにかかわらず、全ての人が、より自分らしく誇りを持って、前向きに、楽しく生きていくことができる社会をめざすイベントとして、年々その規模は大きくなっています。また、当事者の苦悩や、どう自分らしく生きるのかと葛藤する姿はNHKで取り上げられ、共感も広がっています。誰もが自分らしく、その能力や個性を発揮させ、多様性を認め合うカラフルな社会へ。「らしくない」「こうあるべき」とのレッテル張りはやめ、だれもが今の一瞬に輝き、力強く生きることができる社会へ。自分のアイデンティティーを磨き、笑いのネタや不当な扱いを受けることなく、誰もが輝ける社会へ。これら個人の尊重は、日本国憲法が要請する社会の姿です。

先日の定例会で、品川区より「LGBTの人々が差別を受けない社会を形成していくことが重要」と答弁がありました。性自認や性的指向の略語であるSOGIについて、これを理由に差別するSOGI差別のない社会へ、あらゆる人権保障は民主主義の基礎となるものです。来年度は、人権尊重都市品川宣言が25周年です。現在の条文は、差別禁止の事例として障害者や女性などがありますが、SOGI差別はありません。2020年東京オリンピックもいよいよ目前です。オリンピック憲章では、2014年に差別条項に性的指向を追加。背景に、ソチオリンピック開催前年に、ロシアでの反同性愛法制定への批判がありました。そこで、この機に、人権尊重都市品川宣言にSOGI差別禁止の追加を求めますが、いか

がでしょうか。

行政計画にSOGI差別禁止を記す自治体も広がっています。都内では、文京区にて、4年前の平成25年、男女平等参画推進条例の禁止事項で「性的指向又は性自認に起因する差別的な取り扱いを含む」の追加を全会一致で可決。豊島区では、男女共同参画行動計画にて、6年前の策定で「性的少数者の人々への理解促進」を加え、昨年策定では、子どもから高齢者まであらゆる世代や企業に対する啓発活動を記しました。世田谷区では、基本構想で性別含め多様性を認め合う地域社会を掲げ、基本計画で環境整備の促進を明記。今年実施の男女共同参画プランでは、「性的マイノリティー等多様な性への理解促進と支援」を定め、パートナーシップ宣言に続き、同性カップルへの住宅支援を始めました。渋谷区もまた熱心に進めています。

品川区では現在、長期計画と男女共同参画のための品川行動計画の改定が進められていますが、そこで、長期計画や第5次男女共同参画のための品川行動計画に、性的マイノリティーなど多様な性への理解促進と支援の明記を求めますが、いかがでしょうか。

あわせて、義務教育における学校での取り組みも大切です。私は、ゲイの友人から話を聞きました。「小学6年生の修学旅行の夜、布団を敷いてわいわいと話が盛り上がると、自然と、好きな女の子は誰か、彼女ができたらどこに行きたいかと話が沸いた。そこに、自分が好きな相手は男性であることを話せる空間はなく、ただ一緒に笑って心で泣く、孤独で苦痛な時間。このクラスには、そして将来に至るまで、自分の居場所はどこにもないと思った」と、辛い体験を話してくれました。

同性愛など性的指向について、宝塚大学の日高教授による調査では、「自分は周りとはちょっと違う」「異性に興味が無い」「同性が好きかもしれない」と漠然と思う時期がおよそ13歳。17歳では、はっきりと「自分はゲイなんだ」「自分は同性が好きなんだ」と自覚。トランスジェンダーなど性自認について、岡山大学の調査では、性別違和を自覚した時期について、小学校入学前が6割、中学生前では9割ほどが性別違和を感じています。もちろん個人差はありますが、いずれも学校における性の多様性への正しい知識や理解がなければ、子どもたちは苦しい学校生活が続き、いじめや不登校など多くの困難に直面。その苦しみから、自分の将来像や自己肯定感が抱けず、自殺リスクが高いという指摘もあります。それだけに、学校において性の多様性を子どもたちが理解する教育プログラムは重要だと思いますが、いかがでしょうか。

品川区の現状について、小学5年生で「大切なこと」と題するパンフレットを配布、「いろいろな人権」の中で、「女の人を男の人が、男の人を女の人が好きになるのが当たり前と思っはいませんか。身体の性と心の性が一致しない人、同性を好きになる人など様々です。周囲の理解がないと、本人はだれにも言えずに苦しみ、友達や家族の関係がうまくいなくなることもあります」と紹介されています。

一方で、子どもにとって、性の悩みを先生に相談する、いわゆるカミングアウトは高いハードルがあります。子どもたちは先生をよく観察しています。日ごろから性の多様性について話があったり、「困ったときは相談してね」との一言で気持ちが救われる子どももいます。

こうした中、区立小学校の先生からは、「人権の研修に何回か参加したが、LGBTをテーマにした話はなかった。先生同士で話題になることも少ない。取り上げている先生もいるかもしれないが、教科書に載ってないので授業での機会が難しい。せめてまずは研修会のテーマに上げてほしい」と話を聞きました。この現状に、学校への支援を進めているNPOリビットでは、授業を支援し、当事者の話に触れるなど、子どもの理解を深めています。参加した小学6年生は、「身の回りにいるかもしれないと知って、引いたりしないで仲よくしたいなと思いました」と感想を述べていました。学校における性の

多様性を理解する授業について、具体的な実践や教材の作成へ、リビットなど関係団体との連携を求めますが、いかがでしょうか。

教員研修では、性的マイノリティーをどう取り上げているのか、また、LGBTについての研修を受けた教職員の人数は全体の何%なのか伺います。

また、自分の性について誰かに話を聞いてほしい、気持ちの整理がしたいとの強い悩みもあります。そこで、性の悩みを受け付ける区の電話によるカウンセリング相談や「よりそいホットライン」について、学校におけるポスター提示など周知を求めますが、いかがでしょうか。

最後に、積極的な交渉でニコン工場跡地を購入し、特養ホームなど住民要望の実現をです。

解体中のニコン大井製作所について、住民より「風景が一変した。ところで、この後何ができるのか。このまちに、子どものための保育園や高齢者のための特養ホーム、散歩ができる公園やお買い物ができるところもいいね」と、関心はさらに高まっています。

私はこれまでも、特養ホームや認可保育園、障害者施設などや、日常的には広場、災害時には仮設住宅用地など、強い住民要望を示し、品川区にこの土地の購入を繰り返し求めてきました。こうした中、今年の1月に区長名でニコン宛てに区への土地売却を求める要望書が提出され、保育所や高齢者施設の需要の高まりを受け、行政の対応を急務と記しました。まず、現在のニコンとの土地購入交渉について、進捗状況を伺います。

要望書の提出後、区の説明では、ニコンによる活用計画はいまだ白紙です。ならば、切実な行政需要があることをニコンに理解していただき、これらの課題解決に品川区に土地を売却していただきたいという強い姿勢を伝えることが必要です。同時に、仮に大型マンションとなれば、周辺学校の受け入れや認可保育園不足を加速させるなど、課題が起きることも率直に伝えるべきではないでしょうか。最初の要望書の提出から1年がたとうとしています。そこで、区の強い姿勢を伝えるため、2回目の区長名による要望書提出と、区長を先頭にニコンに出向いて直接交渉を求めますが、いかがでしょうか。

先日の区議会で、民有地を購入して認可保育園や特養ホームを整備する考えが区にあることがわかりました。西大井広場で早朝ラジオ体操している方からは、「歳を重ね、この楽しい人間関係はかけがえない財産。この関係が続く住み慣れた地域で特養ホームが増えるとうれしいね」と話していました。特養ホームの入所を待っている高齢者は460人と切実です。ぜひ、この工場跡地を購入して、特養ホームなどの住民要望に充てることを求めますが、いかがでしょうか。

また、住民の関心の高いテーマだけに、交渉経過について、区議会をはじめ、区民への説明が必要です。一連の交渉経過について、議会とあわせ、広報しながらなど区民への説明を求めますが、いかがでしょうか。

また、ニコン以外の民有地について、福祉施設のための土地購入交渉を進めている土地はあるのか、伺います。

以上で一般質問を終わります。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、「区長の役割」というご質問にお答えを申し上げます。

区では、非核平和都市品川宣言に基づき、広島・長崎への青少年平和使節の派遣、平和の花壇等、独自の平和事業を継続的に実施しております。これらを通じて、核兵器廃絶と恒久平和確立の意識啓発を区の内外に向け発信をしているところであります。今後も区としての創意工夫を重ねた事業を進めてまいります。また、不測の事態に備えて区民の生命・財産の確保を図ることは、区として当然の責務で

あり、しっかりと取り組んでまいります。

その他の、国際社会における外交・防衛に関する事項につきましては、国と地方自治体の役割分担の中では、国、政府が責任を持って担い、憲法等に関する事項については国会で十分議論がなされるべきであると考えております。

これまでも申し上げておりますように、国の安全保障等については、一自治体の首長としての私が見解を述べることは差し控えるべきと考えております。あわせて、ヒバクシャ国際署名やICANのノーベル平和賞受賞に関して、区としての態度表明を行っていく考えはございません。

その他の質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、教育に関するご質問についてお答えいたします。

まずは、学校選択制が学校と地域の関係を希薄にしているのご指摘ですが、教育委員会といたしましては、学校選択制により各学校が切磋琢磨し、開かれた学校づくりをする中で、さまざまな事業を通して、地域の方々との結びつきはより強まっているものと考えています。

また、地域コミュニティの希薄化については、一般的に都市部共通の課題と言われておりますが、品川区においては町会自治会を中心として多様な取り組みが活発に行われていることは十分認識しております。

次に、今回の学校選択制の見直しは、これまで学校選択制が果たしてきた成果を共有した上で、制度導入以降の防災面などの環境変化とともに、地域との連携をより深める観点から行われており、小学校においては隣り合う学校から選択するという考え方が審議会より出されたものであります。

なお、小規模校の運営コストに関し、同じ公立学校に通う児童・生徒にかかる費用に大きな差が生じることは、行財政運営の観点から一定の課題とされておりますが、教育委員会といたしましては、中間答申に反映された審議の内容は、学校教育の実情に即した教育的観点からの議論を深めたものと捉えております。さらに、極端な小規模状態が続き、課題が生じた場合に設置するとされた検討機関は、学校への支援をはじめとするあらゆる手だてを議論すべき場と考えられており、統廃合を検討するための機関との位置づけは答申にございません。

次に、学校における性の多様性等の理解促進についてお答えします。

まず、教育プログラムについて、議員ご案内の内容に特化したものは学習指導要領にはありませんが、本区では、これまでも人権課題として個性の尊重や公正・公平についての理解を重視しております。それに伴い、各学校においては、市民科の「みんなちがってみんないい」や「差別や偏見をなくそう」等の単元を通して、性の多様性に限らず、広く人権教育を進めております。

次に、授業実践や教材作成についてですが、人権教育に限らず、日々の授業や教材作成は教員が主体となって取り組んでおります。関係団体との連携につきましてはさまざまな配慮も伴いますので、今後の研究課題とさせていただきます。

次に、教員研修についてですが、本区においては、職層別に年間約200人の教員が研修を受けており、教員全体の約20%に当たります。研修会では、リーフレットの配布等を通じてLGBTについての理解促進を図っております。

次に、学校におけるポスター掲示についてですが、本区においては、性の悩みも含め、さまざまな相談を直接に行えるよう、全児童・生徒対象にチラシを配布しております。そのチラシには、ハーツや教育相談室等の連絡先が載っており、子どもたちの相談にきめ細かく対応できるように努めております。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、人権尊重都市品川宣言に関する質問にお答えします。

LGBTは性的マイノリティーの総称として呼ばれ、「人」が基本の概念であるのに対し、SOGIとは「性的指向と性自認」の略語で、全ての人の性的指向と性自認のありようを尊重するという視点に立った考え方であると言われております。したがって、SOGIという考え方を宣言の内容に盛り込むことが可能かどうか、慎重に検討していく必要があると考えております。

次に、品川区の計画書への多様な生き方の記載についてお答えします。

現在、男女共同参画に関する区民や事業所への意識調査を行っており、その中で性的マイノリティーについて尋ねております。この調査をもとに、国・都の動向、他区の実施状況を参考にして、性別にとられない人権尊重・多様な生き方への配慮を基本的視点の一つとして行動計画に盛り込んでいく必要があると考えております。

〔企画部長中山武志君登壇〕

○企画部長（中山武志君） 私からは、株式会社ニコンの工場跡地についてお答えいたします。

初めに、交渉の進捗状況についてですが、解体計画が明らかになった平成28年4月に、今後の活用について同社に確認を行い、売却の際は区も相手先となるよう申し入れを行いました。その後、情報収集を継続しながら、本年1月に、売却する場合には選択肢に区も加えるよう要望書を提出いたしました。ニコンからは、現在も今後の活用方法については未定であると聞いております。

次に、新たな要望書の提出をとのことでありますが、当該敷地は民間企業の所有地であり、その活用方法については所有者が判断をするものでございますが、区といたしましては、引き続きニコンによる土地利用に関する動向を注視し、区の意向を申し入れてまいります。なお、広報紙などにおいて交渉の経過の公表をとのことでありますが、民有地であり、公表には適さないものと認識しております。

また、他の民有地の交渉状況についてのお尋ねですが、現段階でお話できる内容のものはありませんが、行政需要への対応のため、民有地に限らず、さまざまな情報を収集しながら、適地の検討を常に行っているところです。

○中塚亮君 自席より再質問したいと思います。

まず、区長の答弁ですけれども、区長は、不測の事態に備えて区民の命を守ることが区の責務だと述べながら、一方で、安全保障についてはコメントしないということです。戦争が起きた後は区民の命を守るが、戦争にさせないことの発言はしないということは、一体どういうことなのか、その意味を伺いたいと思います。米朝の危機は、まさに核戦争です。まさにそうさせないために区民の命を守ることが区長の役割だと思いますけれども、いかがでしょうか。

また、ICANのノーベル平和賞受賞に態度表明をしない理由は何か、この点も伺いたいと思います。

次に、選択制です。学校と地域の希薄化を認めないだけでなく、選択制で地域の結びつきが強まっているとは、とんでもない答弁だと思います。強まっている、そんな実態がこの地域のどこにあるのか、伺いたいと思います。私は、結びつきを選択制が壊している、これが町会長をはじめとした地元住民の実感だと思いますけれども、この点もいかがでしょうか。

次に、性的マイノリティーについてですけれども、宣言への追加を慎重に検討ということですが、LGBTが人の概念で、SOGIがありようの尊重の視点だからという、ちょっと意味がよくわからないので、どういう意味から慎重に検討となるのか、ご説明をいただきたいと思います。また、この行動計画とあわせて、長期計画にも明記を提案したんですが、長計についての点も伺いたいと思います。

最後に、ニコンですけれども、動向を注視し、区の意向を伝えるということですが、私の提案は、2回目の要望書提出と、区長を先頭にした直接の伝えることです。この点について具体的にご答弁いただきたいと思います。

また、ほかの民有地について、お話しできる内容はないということですが、ということは、交渉している土地はあるということなのか、この点も伺いたいと思います。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 行政には、国、都、区という階層がございます。その階層に即して、それぞれの役割があるというふうに思っております。平和につきましても、区といたしましては、先ほども申しましたように品川宣言でありますとか、青少年の使節の派遣あるいは平和の花壇、こうした事業を着実にやっていくことが品川区としての役割だというふうに思っておりますので、先ほどお答えしたとおりのことでございます。区といたしまして、創意工夫を重ねた事業をこれからも進めてまいります。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） それでは、私からは、ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、学校選択制を契機としました地域との学校の結びつき等のかかわりでございますが、学校選択制を導入することによって開かれた学校づくりが進みます。その結果、従来に比べて学校のほうに地域の方が訪れる機会、あるいは学校のほうで地域に出向く機会、そういう交流が選択制を契機とした開かれた学校づくりの中で大きく進んでいるものと考えているところでございます。そして、今回、中間答申の中で示された方向性につきましては、そのような中で、一方で町会長さん方との地域とのかかわりの意向も踏まえた中間答申の基本的な方向性になっているものと考えているものでございます。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 中塚議員の再質問にお答えをいたします。

まず、SOGIという考え方の部分でございますけれども、今現在、LGBTに関しては調査を行っておりまして、その普及率等をきちんと見きわめた上で、どういう形で盛り込まれるのか、また、SOGIという概念というのは国際機関でよく使われているという形を認識しております。そういった中で、その辺がどのように入れることができるのか、その辺の部分は慎重に検討していく必要があると考えております。

それから、計画、特に長期計画への明記ということでございますけれども、これにつきましても、今行っている調査に基づいて、どのぐらいのレベルでどういうふうに盛り込めばいいのか、そういう形をきちんと踏まえて、必要があれば盛り込んでいきたいというふうに思っております。

〔企画部長中山武志君登壇〕

○企画部長（中山武志君） ニコンの土地、民有地に関する再質問にお答えいたします。

再度要望書ということでございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおり、仮に売却の方向性があるなら区も相手先となるよう申し入れを行い、その後、同趣旨の要望書を提出いたしました。引き続き意向を確認しておりますけれども、未定であるということでもあり、現段階で再度文書提出する考えはございませんけれども、折を見て申し入れは続けてまいりたいと思っております。

また、民有地、ほかにはということでもありますけれども、これは行政需要に応じて適地を随時みつけていくということでございますので、それぞれの行政需要に応じた用地の確保は、官民間問わずアンテナを張ってまいりたいということでございます。

○中塚亮君 再々質問を行いたいと思います。

初めに、I C A Nのノーベル平和賞受賞について、態度表明をしない理由は何かと先ほどお伺いしましたので、この点も伺いたと思います。

そして、緊迫する米朝関係についてですけれども、この不測の事態からは区民の命を守ると言いますけれども、不測の事態にさせないための発言はなぜコメントできないのか、一体どういう理由からなのか、この点をしっかりとご説明いただきたいと思ひます。つまり、戦争になってからでは遅いんです。人の命が奪われるんです。住民の命に責任を負う区長として、戦争させないための発言が必要なんです。なぜ米朝関係の危機が目の前で起きているのに、戦争をさせてはいけない、戦争反対だと言えないのか、コメントも出さずにどうやって住民の命と、そしてこの核戦争の危機から人類を守ることができるのか、改めて伺いたと思います。

そして、選択制についてです。選択制で、町会長からも、選択制で学校と地域の関係を希薄にしていると、この声が上がっているのは、地域の実情をよく実感している町会長ならではの声だと私は思ひます。しかし、教育委員会は、壊していないことを認めないどころか、むしろ強まっていると言うのは許せません。町会もPTAも、住民がもっとつながろうと努力していますし、震災も経験し、一層高まっています。それを選択制が壊しているということをなぜ認めようとしなないのか、改めて伺ひます。そして、この関係を壊す選択制の中止を求めたいと思ひますが、この点についてもいかがでしょうか。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 先ほどもお答えを申し上げたところでありますけれども、平和について、さまざまな地道な事業を実施していくことは区の役割ではありますけれども、行政体としてその考えを表明していくというのは区の役割ではないというふうに思ひております。もちろん、個人的にはいろいろな思ひはありますけれども、行政体としての発言というのは慎重であらねばならないというふうに思ひております。

それから、I C A Nのノーベル平和賞のことです。これも個人的にはいろいろな思ひがありますけれども、行政体としてこのことについて言及するのは差し控えるべきだというふうに思ひます。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、学校選択制に係る再々質問についてお答えいたします。

まず、学校と地域のつながりに関してでございますけれども、それについては、先ほども一部ご答弁申し上げましたが、選択制を契機にした学校公開あるいは地域の人々に学ぶ授業等々を通じて、学校と地域、子どもたちとの関係が、選択制を契機として大きく深まっていっているものと考えているところでございます。そのような中で、地域の方の意見をさまざまな形でお聞きしているところでございますが、そういったご意見全般を、今回の中間答申に向けた学事制度審議会のほうでもさまざまな意見をお伺いしながら、その中で選択制の基本的な成果を共有する中で、選択制のこれからのいろいろな工夫、改善点についてもあわせて検討し、今回の中間答申が出たものと認識しているものでございます。

○議長（松澤利行君） 以上で、中塚亮君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時12分休憩

○午後2時25分開議

○副議長（こんの孝子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

木村けんご君。

〔木村けんご君登壇〕

○木村けんご君 私は、民進党・無所属クラブの一員として一般質問を行います。

人手不足の解消、今以上にシニア世代の力の活用を、店舗等での補助犬同伴の対応について、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けバリアフリー化の加速を、現在の学校トイレ洋式化、今後の計画についての4点を質問いたします。

最初に、人手不足の解消、今以上にシニア世代の力の活用をについてです。

総務省の発表によると、現在、日本の総人口は約1億2,677万人で、前年に比べて0.16%、21万人の減、28年度9月現在65歳以上の高齢者人口は3,461万人、総人口に占める割合は27.3%となっています。前年の3,388万人、そして26.7%と比較すると、約73万人、0.6%増と大きく増加しており、人口割合ともに過去最高、少子高齢化社会が進み、将来の働き手不足が懸念される中、貴重な労働の担い手となるであろうシニア人材にいかにも活躍していただくかが、これからの日本にとって重要な課題となってくると思います。年金支給開始年齢の引き上げにより、より長く働きたいと考える人は増えており、これからのシニアが活躍できる環境整備、仕組み、制度導入が求められています。

お聞きいたします。人手不足を解消するためにも、シニアの現状を理解し、採用ターゲットとして検討していることと思いますけれども、シニアの働き手に対し、本区のお考えをお聞かせください。シニア人材を取り巻く現在の仕事環境および戦力化について、若い力には及びませんが、高齢者の労働は率先力となるのか、お考えをお聞かせください。正直なところで、現在の考えというものをお聞かせください。

労働者人口に占める65歳以上のシニアの割合は2015年には11.3%となっており、例えば1980年の4.9%と比較しても大きく上昇していることがわかります。全産業での雇用者数を見ると、2015年に65歳以上の雇用者が60歳から64歳の雇用者数を初めて上回り、より高齢の働き手が増えていることがわかります。

文京区では、元気なシニアに介護の担い手になっていただく「介護施設お助け隊」をはじめ、週1回程度の施設での食事の介助をしたり、館内を清掃したりと、介護現場の人手不足を解消するために、シニアの労働につなげたい、将来的には高齢者の直接雇用に結びつけたいと考えているようです。

また、千葉県船橋市では、セブン-イレブン・ジャパンと連携した就労支援を始めています。おおむね65歳以上の人を「シニア従業員」としてフランチャイズ店に紹介して働いていただくなど、これまでは43人の雇用者実績があるとのこと。業務は弁当配達や店舗の清掃など、1日一、二時間の短い時間といった柔軟な働き方を提案しているそうです。市が説明会の会場を提供することで、求職者も参加しやすくなるとお聞きしています。

就職しようにも、何から始めたらいいのか戸惑う高齢者も多く、隣の大田区では、介護施設のほか、保育所に的を絞り、就職支援を始めました。17年度は40人程度を募り、仕事のノウハウを学ぶ講座や体験実習のほか、採用面接まで一貫して手助けをしているとお聞きしています。

ここで聞きをいたします。このように、行政としてはまだまだ一部ではあるが、ある程度の指導力を発揮をしています。本区ではどのように指導をしているのでしょうか。現在の区の状況をお聞かせください。

体力と意欲にあふれ、活発に行動する高齢者が「アクティブシニア」と呼ばれるように、かつてのシ

ニアとはイメージが大きく変わってきた今のシニア世代、定年を迎えた後もまだまだ働きたいと思う人が数多く存在する一方で、シニアをアルバイトの貴重な戦力として捉えている雇用先はまだまだ少なく、その実態もあまり知られていないのではないかと思います。

お聞きいたします。今後、本区としては、活力あふれるアクティブシニアの労働力をどのように生かしていくのか。例えば、高齢者の労働力で、行政も企業も、このようなところが助かった、違った観点からは区の健康面でよい結果につながり、例えば医療費の削減にプラスになりそうだ、いや、実際にプラスになったと感じるようなところがあればお聞かせをください。

次に、店舗等での補助犬同伴の対応についての質問です。

2002年に身体障害者補助犬法が施行されてから15年、社会の中で盲導犬同伴でのアクセス権が保障されているにもかかわらず、残念なことに今なお「犬は入れない」と施設利用や入店を断られる、いわゆる盲導犬の「受け入れ拒否」が後を絶ちません。

身体障害者補助犬法は、店や病院など不特定多数の人が利用する施設で障害のある人のパートナーである盲導犬、介助犬、聴導犬の同伴受け入れを義務づける法律です。

全日本盲導犬使用者の会の調べでは、盲導犬は2016年3月31日現在、全国では約1,000頭、東京都全体では約100頭とされています。盲導犬の役目は、目の不自由な人が安全に、快適に歩くお手伝いをする事。盲導犬の仕事の基本は、道路の端に沿って一定の速度で真っすぐ歩いたり、交差点や段差でとまったり、障害物をよけて歩くことです。自の不自由な人は、目的地までの道順を頭に描きながら、ハーネスから伝わってくる盲導犬の動きや周りの音、足元の変化などをもとに周囲の状況を判断し、盲導犬に指示を出して歩くそうです。

このように、目の不自由な人と盲導犬の歩行は、人と犬との共同作業、なくてはならない重要なパートナーなのです。社会で活動する中、盲導犬同伴での受け入れを拒否され、ユーザー自身では対応し切れず、協会職員に相談し、協会職員が案件に対し、店舗や事業者などに直接コンタクトをとり、受け入れへの理解を求めるといった地道な対応を続けているとお聞きをしています。

質問ですが、このような事例は、過去、現在で合わせてどのぐらいの件数が本区でも起きているのか、これまでの状況等をお聞かせください。

盲導犬育成を行い、その頭数が年々増加をしていく一方で、まだまだ盲導犬を受け入れる社会自体の理解は十分とは言えません。盲導犬とともに外出をしたにもかかわらず、店や交通機関で利用を断られてしまっただけでは何の意味もありません。盲導犬をはじめとする介助犬、聴導犬のスムーズな受け入れを行い、障害者の社会進出と自立を促進することを目的として、身体障害者補助犬法が定められたと思います。もちろん、活用者側にも、補助犬を同伴することで、補助犬の行動管理、衛生管理を行うことと、周囲に補助犬であるということがわかる表示の掲示が義務であり、パートナーに対して責任を持つ必要があります。

お聞きいたします。店舗との言葉や感情のすれ違いが原因で、建設的な話をする事なく店を後にしたという例も少なくないとお聞きをしています。どうすれば受け入れ側に身体障害者補助犬法を理解していただき、盲導犬同伴でも一般人と同様に楽しむことができるのか、行政としての考えやアイデア、また解決策があればお聞かせをください。

次に、2020東京オリンピック・パラリンピックに向け、バリアフリー化の加速をについてです。

バリアフリーとは、簡単に言えば「妨げになるものをなくす」、もっと詳しく言えば、広義の対象者としては障害を含む高齢者等の社会生活弱者、狭義の対象者としては障害者が社会生活に参加する上で

生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた状態を言い、一般的には障害者が利用する上でのその障壁が取り除かれた状態のことを言います。当初は、道路や建物の段差または仕切りをなくすことを言っていましたが、現在では社会生活、人々の意識、情報の提供などに生ずるさまざまな障壁を含めた、それらを取り除くことを言いますが、今回は、高齢者や身体障害者が不便を感じない、誰もが安心して生活できるバリアについての質問です。

これからの日本は高齢化社会を迎え、2020年には2度目のオリンピックと初めてのパラリンピックが行われることから、バリアフリーの意義は大変大きくなっていくと思います。このバリアフリーには、駅などの公共交通機関を新設する際、エレベーターなどの設置を義務づけたり、新規運行バスについても乗降口を低くして乗り降りを楽にするなど、多岐にわたり私たちが安全に、また快適に生活していく上での必要とする全てが盛り込まれています。バリアフリーが進んだまちは、高齢者や障害者だけではなく、妊婦や幼児を連れている人にとっても利用しやすく、全ての人にとって大きなメリットになるはずです。

例えば、電動ではなく普通の車椅子で横断歩道を渡ろうとしています。横断歩道から歩道へ上がろうとしている一、二センチの段差があった場合、1人で歩道に上がるのは大変困難だと思いますし、また、松葉杖を使っている高齢者がつま先をひっかけ転倒することも大いに考えられます。

お聞きいたします。健常者には何事ありませんが、高齢者や障害者、車椅子や松葉杖利用者には、この一、二センチは大きな大きなバリアになります。これから全てをつくり直すのではオリンピック・パラリンピックには間に合いませんし、高齢者や各障害者にも時間的にもあまり余裕はありません。一日も早く、全ての障害を取り除いていかなければなりません。まずは、区民が利活用する全ての障壁となる段差をゼロにすべきと考えますが、可能でしょうか。

また、歩道においても平らではなく、隆起しているところが大変多くありますし、私自信もでこぼこしている歩道が気になることがあります。高齢者、特に下半身の不自由な人たちは、つま先が上がらず、足をひっかけ転倒することも考えられます。この歩道の隆起に関してもお考えをお聞かせください。

バリアフリーは、障害者、高齢者などの生活弱者の障害となる物理的な障壁の削除を行うという過去の反省に立った考え方で進化してきました。

一方、ユニバーサルデザインとは、障害者だったロナルド・メイス氏が、バリアフリー対応設備の障害者だけを特別扱いするのではなく、最初から全ての人に使いやすいものをつくる設計方法として発明されました。多くの人に使いやすいものをつくってあげようというユニバーサルデザインの思想には、心の優しさや思いやりがあり、また、障害者、高齢者が安全に円滑に利用できる、誰もが住みやすい福祉のまちづくりを行うバリアフリーにも心の優しさや思いやりが感じられます。この共通する心の優しさや思いやりの精神は、全ての人を個人として尊重し、ともに生きる人間の心の育成をめざす福祉に通じていると思います。

このように、バリアフリーとユニバーサルデザインとは、異なる考え方に基づいて生み出されたものではありませんが、両者とも、全ての人が福祉の心を持つことで、ハード事業だけでは足りない部分を補うという点では共通していると言えるでしょう。

お聞きいたします。ユニバーサルデザインの考え方は、全ての人に優しい心でつくる考え方なので、バリアフリーと並行して考えることと思います。しかし、バリアフリーに関しては2020年東京オリンピック・パラリンピックにはもう時間的に余裕がなく、多くの来訪者が予想される本区は、来訪者をどのようにお迎えしたいと考えているのか、プランをお聞かせください。

次に、現在の学校トイレ洋式化、今後の計画についてお聞きいたします。

1970年代を中心に日本全国で多くの学校施設が建設され、現在その老朽化が問題になっています。子どもたちが日々学び、生活する場所を守るためにも、この問題を放置することはできません。その中でも、なかなか進まないのがトイレの改善です。今から20年ほど前の学校トイレは、暗い、汚い、くさい、怖い、壊れているの5Kと言われていたそうです。それ以来、明るくきれいなトイレが普及するものの、校舎の耐震化が優先化され、改善が進まない学校もまだまだ多数あるとも聞いています。

品川区においても洋式化の改修が順次行われていますが、平成28年度の洋式化率は63%と聞いております。しかし、残る和式トイレについては早急な洋式化への改修が待たれるところです。

お聞きいたします。本区でも現在の学校トイレの洋式化は63%と言われてっていますが、残りはいつまでにどうするのか、また、和式スタイルは少しは残さなければいけないとお聞きしたようなことがあったと記憶しているのですが、ご見解をお聞かせください。

家庭のトイレやパブリックトイレが見違えるようにきれいになる中、学校トイレの整備だけが全国的におくれているとも言われていますが、品川区では大幅に遅れているのか、それとも順調に進んでいると言えるのでしょうか、お答えをください。

生徒たちの中には、人が座った洋式トイレに抵抗感がある年頃ともお聞きしたことがあります。いかがでしょうか。もし本当であれば、解決策は何なのか、その解決策が清潔な和式トイレということでしょうか、お答えをいただきたいと思えます。

入学仕立ての児童は和式トイレに慣れず、粗相をしてしまうことも多く、また、便器が壊れたり、尿石が付着したままになっていたりとも言われています。父兄の皆さんに、学校で児童・生徒のために改善が必要な場所はどこかとお聞きすると、パソコン、電子黒板や省エネ型空調器への更新などを押さえ、ダントツにトイレと言われ、また教職員からも、子どもたちのためにと改善要望が出ているとも言われています。

お聞きいたします。どこの自治体でも予算が厳しい中、トイレ改修に取り組んでいると思いますが、地域によっては、例えば悪臭対策を最優先にしているところもあるようです。本区としては、特に優先して取り組んでいるところはあるのでしょうか。お聞かせをください。

以上をもちまして私の質問を終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、シニア世代の活用に関するご質問にお答えを申し上げます。

今後、高齢化の進展による労働力の減少も懸念される中、シニア世代の知識・技能の活用は、ご本人の生きがいはもとより、まちの活力アップにも欠かせないものと認識しております。また、シニアの方のご経験は、若い人がなかなか持ち得ない大きな強みであり、労働力確保の観点からもシニア世代の役割は大きいものと考えております。

次に、高齢者就業支援の取り組み状況についてですが、ハローワークやサポしながわと連携し、相談・指導・紹介など総合的な支援を進めており、平成28年度では585人、今年度は10月末現在381人の就職者数となっております。これは、都内アクティブシニア就業センター全12か所中第1位の実績となっております。品川区シルバー人材センターにおきましても、平成28年度の受託件数1万7,701件、事業収入は約13億円となっており、都内58センターのうち、唯一、会員数や就業率などの活動指標を全て満たすもので、都内トップクラスの実績をほこるものであります。また、「産業ニュース」等での事業PRをはじめ、合同就職面接会を開催し人材確保につなげるなど、シニアの採用側である企業に向けた取

り組みも実施をしております。

最後に、アクティブシニアの力をどう生かしていくかについてですが、「高齢社会を支える貴重なマンパワー」として位置づけ、就労機会の創出のほか、地域社会への参画を促していくことが大変重要と考えております。このため、地域とのつながりをつくるために、各種健康づくり事業、生きがいくくり事業を進めているほか、地域活動やボランティア活動への参加を促すなど、世代を超えたネットワークの強化にも努めております。区といたしましては、高齢者自身が生きがいを持って社会参加することは、健康維持や介護予防にもつながるものと考えており、高齢者の自主性を生かした社会参加の活性化に努めてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、盲導犬同伴の対応についてお答えいたします。

まず、平成28年度障害者差別解消法が施行された以降の相談件数ですが、障害者福祉課で2件、生活衛生課で1件になります。盲導犬同伴について相談があった場合は、店舗等の相手先に盲導犬や身体障害者補助犬法について説明し、理解を求めています。

今後の啓発についてですが、品川区障害者差別解消法ハンドブックの改定に合わせ、盲導犬について掲載し、広く周知するとともに、各種事業者向けの講習会において盲導犬についてのパンフレットを配布し、事業者への周知を図ってまいります。

〔都市環境部長藤田修一君登壇〕

○都市環境部長（藤田修一君） 私からはバリアフリー化についてお答えいたします。

区といたしましては、全ての人が安心して外出できる環境を整えることは大変重要なことと考えます。これまでも道路整備とあわせ、鉄道やバスなどの公共交通施設につきましても、事業者と連携してバリアフリーの整備を進めてまいりました。

まず、歩道の段差についてですが、国のガイドラインでは、さまざまな交通弱者に対応するために2センチの段差を設けることを標準とし、また、これに加え、道路利用者の特性によって望ましい構造が異なるものとしております。区といたしましては、さまざまな利用者の意見を聞き、工夫することにより段差をゼロにすることは可能であると考えます。区内には、区道や都道、国道など、管理主体が異なる道路があり、現地の状況もさまざまございますので、それぞれの状況に応じた利用者のスムーズな通行と安全確保について、国や都と連携し、引き続きバリアフリーを進めてまいります。

また、歩道の隆起につきましては、日々行っている道路巡回点検の中で把握をし、対処しているところでございます。今後も適切な対応に努めてまいります。

次に、来訪者をどうお迎えするかについてですが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会においては区内に多くの観戦客が来訪されると見込まれます。区といたしましては、ハード的なバリアフリー整備と同時に、区民の一人ひとりがおもてなしの心を持ってお迎えができるように、今後も機運醸成に努めてまいります。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、学校のトイレについてお答えいたします。

初めに、洋式化については、学校改築の進行、国や都の補助金などの状況を考慮しながら、9割程度を目標に進めているところでございます。

次に、和式トイレについてですが、現在ではまだ家庭でも使われている状態であり、また、一部の児

童・生徒は洋式トイレの便座に座ることに抵抗感があることから、学校内に一定数の和式トイレが必要であると考えております。

次に、整備の進捗状況ですが、例えば、洋式化については、品川区の63%に対し、東京都の平均が54.2%、23区平均は60.8%となっており、他の自治体の比較ではおおむね順調に進んでいると考えております。

次に、洋式トイレの抵抗感と、その解決策についてでございますが、議員がご指摘のような生徒がいることは学校からも報告を受けております。その対策については、和式トイレの利用を考えておりますが、商業施設などでは、水に流せる紙製シート、便座クリーナーなどを設置しているケースもありますので、今後研究してまいります。

次に、トイレ改修において優先して取り組んでいることですが、改築校を除く校舎は、総じて建設後50年以上経過して老朽化が進んでいるため、洋式便器の交換だけでなく、排管の交換、衛生面ですぐれている床の乾式化など、トイレ設備全体のバランスを配慮しつつ改修を進めているところです。今後とも校内環境の改善に努めてまいります。

○副議長（このの孝子君） 以上で、木村けんご君の質問を終わります。

次に、あくつ広王君。

〔あくつ広王君登壇〕

○あくつ広王君 品川区議会公明党を代表して一般質問を行います。

初めに、SDGs（持続可能な開発目標）について質問します。

質問の1点目は、自治体SDGsの推進について伺います。

SDGsとは「Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標」の略称です。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中心部分を構成するもので、国連の全加盟国である193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

本アジェンダは、日本政府が長年国連で提唱してきた「人間の安全保障」を反映した「誰一人取り残さない」という概念を根底に据え、国境を越えたさまざまな脅威から人々を守り、これからも地球に住み続けられるように開発・発展していくためには何をなすべきか、17の共通目標を掲げ、指標である169のターゲットを定めています。17の目標分野は、「1. 貧困をなくそう」「2. 飢餓をゼロに」から「4. 質の高い教育をみんなに」「5. ジェンダー平等を実現しよう」、また、「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」など、多岐にわたっています。

全ての国連加盟国が、民間企業や市民社会とともに取り組む「全員参加型」の異例かつ革新的な目標であり、従来のやり方を一新し、全ての人々が結束しなければ世界の問題を乗り越えられないという国際社会の強い危機感と決意のあらわれとも言えます。

公明党は、SDGsとは決して国際協力の枠にとどめるものではなく、国全体の政策に横串を刺し、その底流とすべきものであると考えており、強い要請を重ねた結果、政府は昨年5月に安倍総理を本部長とするSDGs推進本部を設置し、同年12月には実施指針を策定しています。また、「2030アジェンダ」では、「自治体はSDGs実施における不可欠な主体でありパートナー」と期待されています。政府の実施指針では、「SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体」による「積極的な取組を推進することが不可欠」であり、「各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」するとしています。

なお、来年度国家予算の概算要求にも自治体SDGsのモデル事業が盛り込まれ、既に本年、横浜市

や北九州市、札幌市等においてもSDGsについてのシンポジウムを開催するなどの動きが広がっています。品川区として、SDGsについてどのような認識をお持ちかを伺います。

また、区民に関心を持っていただくとともに、日常生活の中で何がSDGsになるのかを知るシンポジウムや講演会等、周知啓発の機会を持つことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

そして、国際社会の一員として、品川区においても基本構想や長期基本計画、また環境計画等、各種の行政計画の策定・改定作業の中で、SDGsという新たな視点で施策を捉え直すことにより、その理念を反映させていくことが重要であると考えますが、いかがでしょうか。

質問の2点目は、教育におけるSDGsの活用について伺います。

「誰一人取り残さない」とのSDGsの理念は、特に教育分野でも重要な考え方です。

公明党の山口那津男代表は、本年1月の参議院本会議の代表質問で、子どもたちがSDGsに関する学習を進めることを政府に強く求めたところ、安倍総理から「誰一人取り残さないとの理念は、広く未来を担う子どもたちの心に深く刻んでほしい。2020年度から開始される新しい学習指導要領に基づく教育課程や教材の改善、充実を推進していく」との答弁がありました。これを受け、政府の実施本部では、「学校教育におけるSDGsに関する学習等を通じ、子供たちに持続可能な社会や世界の創り手となるために必要な資質・能力が育成されるよう、2020年度から開始される新しい学習指導要領に基づく教育課程の改善・充実や、学校現場で活用される教材の改善・充実を推進する」という方針が決定しています。

SDGsを学ぶことは、思考を個人や国内にとどめることなく、他者や他国、世界中の貧困や飢餓、差別や恐怖を「自分ごと」として捉え、「どうしたら世界は継続できるのか」「人々の苦悩をどうすれば軽減できるのか」「自分は一体何をすべきなのか」という問題意識と思考力を養い、「何のために学ぶのか」ということを考える大きな転機ともなります。

品川区の子どもたちが「生き抜く力」を養成する手法はさまざまに考えられますが、全ての教育の源は「人は何のために学ぶのか」を指し示すことにあると考えます。その意味で、新たな学習指導要領に反映されるSDGsの「誰も取り残さない」という理念や目標について、品川区の教育目標の一つとして真正面から捉えていただき、教育体系にもしっかりと組み込んでいただきたいと要望しますが、いかがでしょうか。また、SDGsについて子どもたちが学ぶ機会として、有識者やSDGsに取り組む企業や団体を招いての講演会やワークショップを開催してはいかがでしょうか。

次に、子どもの貧困対策と未来応援について質問します。

質問の1点目は、改善状況の「見える化」について伺います。

本年6月に発表された厚生労働省の「国民生活基礎調査（2015年調査）」によれば、経済的に厳しい家庭で育つ17歳以下の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」が13.9%と、前回の2012年調査時点より2.4ポイント低下し、12年ぶりの改善となりました。我が国で相対的貧困状態にある子どもが、従来の「6人に1人」から「7人に1人」に減少したことを示し、大変喜ばしいことだと思います。なお、大きな改善理由として、厚生労働省は「景気が回復し、子育て世帯の雇用や収入が上向いたため」と分析しており、政権交代した2012年から3年経過した時点での調査のため、経済対策の効果が如実にあらわれた結果であると言えます。

品川区での改善状況を「見える化」するために、「子どもの貧困」についての指標の一つである「就学援助」を用いたいと思います。就学援助は、生活保護を受給、もしくはそれに準ずる経済的困窮の家庭を対象に、学用品費や学校給食費等を援助する制度です。平成27年の決算特別委員会での答弁では、

平成26年度に就学援助を受給している区立小中学校の児童・生徒数の割合は4人に1人以上、また、就学援助の対象とならない私立・国公立小中学生等も含めた品川区に住民票のある6歳から15歳の学齢全人口のうち約5人に1人以上が、定義の上では生活保護または準要保護であることがわかりました。

品川区での直近3年間の就学援助の受給者数および全生徒数に対しての受給割合と、「何人に1人」だったのか、また、区内の学齢全人口数における割合と、「何人に1人」だったのか、それぞれ具体的な数字を挙げてお示しください。また、その経年変化について品川区がどうお考えか、お示し下さい。

質問の2点目は、子どもの未来を応援する仕組みの拡充について伺います。

品川区では昨年から「子どもの未来応援プロジェクト」を立ち上げ、庁内横断的な新たな取り組みを進めており、特に、子ども食堂については、民間を中心に、企業や区民とのコーディネートで区が担い、ネットワークを立ち上げたことを高く評価しています。

平成28年の第1回定例会一般質問において、子ども食堂のニーズのある地域で「高齢者・障がい者施設などの地域のリソースを掘り起こし、縦割りの所管にこだわらないコーディネートを行っていくこと」で、食事の提供や学習支援を行う子どもの居場所づくりの拡大を求めていましたが、子ども食堂の地域格差の解消、機能拡充を求める観点から、改めて、調理施設が整っている福祉施設へのアプローチを行っていただきたいと要望しますが、ご所見を伺います。

品川区、また全国で子ども食堂の取り組みが広がる一方で、自らSOSを発せない家庭もまだまだ多く、支援を必要とする人が情報や社会資源にアクセスできないといった課題もあります。こうした問題意識から、本年7月に文京区や認定NPO法人フローレンス等が実施する「子ども宅食」という官民共同の取り組みがスタートしています。児童扶養手当を受給するひとり親家庭と、就学援助を受給する約1,000世帯を対象に、文京区役所から事業案内を送付して利用希望者を募ります。希望者は記載のQRコードをLINEのアプリで読み取り、申し込むと、ことしの10月から半年間は2か月に1度、それ以降は毎月、お米や飲み物、料理しやすいレトルト食品など、約10キログラムが自宅に宅配されます。対象となる家庭全てに告知が行き渡ることや申し込みが簡単なこと、周りの目を気にせず支援を受けられることなど、これまでの課題を克服した新しい仕組みです。また、食品を届けたご家庭とつながっていくソーシャルワークの実施や、年間約621万トンにも上る食品ロスを活用したパートナー企業からの食品の寄付や、資金調達のための「ふるさと納税」の活用など、さまざまな可能性を持った事業となっています。

現在構築を進めている子ども食堂ネットワークに加えて、声の届きにくい家庭に対してアウトリーチしていくさらなる手法として、規模やニーズに適した手法で「宅食」のような手元まで食料が届くシステムの導入を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、医療的ケア児への支援について質問します。

質問の1点目は、保育・教育機関における医療的ケア児の受け入れ促進について伺います。

医療的ケア児とは、NICU等に長期入院した後、退院後も人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児を指し、全国で約1万7,000人とされ、医学の進歩を背景として年々増加しています。

区内の医療的ケア児のご家庭を訪問し、要望を承り、既に受け入れを実施している目黒区の保育所を視察した上で、本年第1回定例会の我が会派の一般質問で区立保育所での受け入れを強く求めたところ、「集団保育での受け入れの可能性を検討」する旨の答弁がありました。保育所での医療的ケア児受け入れ体制がどのように進んだのか、具体的に教えてください。

また、今後、受け入れ体制が確立した段階で、できるだけ複数の地域での保育所での受け入れを実施していただきたいと思います。あわせて、区立幼稚園や進学先として不可欠である区立小中学校での受け入れ体制の構築も要望いたしますが、ご所見を伺います。

そして、受け入れ体制が整った際には、速やかにわかりやすい形で必要とするご家庭に周知していただきたいと思います。いかがでしょうか。

質問の2点目は、医療的ケア児に関する情報共有・検討の体制整備について伺います。

先日、急病で、未就学のお子様、医療的ケアや知的障がい療育の可能性が出てきたそのお母様から、「制度について何も知らず、今後、全く先行きがわからない。不安で仕方がない」とのご相談を受けましたが、情報の大切さを改めて感じました。

本年4月、東品川3丁目に医療的ケア児の療育施設である「チャイルドデイケアほわわ品川」が開設されました。運営法人は、愛知県半田市の社会福祉法人むそうで、都内4か所で同施設を運営していますが、日本でもまだ数少ない医療・看護・福祉が連携した取り組みです。先日、同施設を視察させていただきました。0歳から6歳までの医療的なケアを必要とする呼吸器が必要な子ども、気管切開や胃ろうなどの状態の子ども、さまざまな要因で医療対応が必要な子どもたちが集い、10時半から15時30分まで、スタッフや友達と楽しくコミュニケーションをとりながら生活していました。

区内で把握している未就学の医療的ケア児の人数を改めて教えていただくとともに、医療的ケア児について現在どのようなサービスが受けられるのか、具体的に教えてください。

また、今後は相談体制の整備とともに、保健所、障害者福祉課、保育課、教育委員会等の関係部署が連携して、医療的ケア児について情報を共有し、受け入れや進学について検討できる仕組みを構築する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

質問の3点目は、医療的ケア児の児童発達支援事業への支援について伺います。

ほわわ品川でもお話を伺いましたが、事業の採算性の問題があります。医療に高度依存する医療的ケア児には、「寝たきりの重症心身障がい児」から、必ずしも重症心身障がいにならない「歩ける医療的ケア児」までさまざまな態様が存在しますが、現実には制度が対応していません。昭和46年から現在まで、児童福祉の行政上の措置には「大島分類」が基準となっていますが、重度の肢体不自由と知的障がいを予定した判定設計の中に「歩ける医療的ケア児」の存在が考慮されていません。現在、医療的ケア児は、児童発達支援事業や放課後デイサービス事業などの利用において一般障がい児と同様の報酬で預かる仕組みとなっていますが、その受け入れには看護師等の配置が必要で、人員体制もほぼマンツーマンに近くなるため、事業としての採算が見込めません。そのため、切実なニーズがあるにもかかわらず、医療的ケア児を受け入れ可能な福祉サービス事業所がほとんどないのです。

なお、東京都には重症心身障害児を預かる児童発達支援事業者に対して、いわゆる「重心児都加算」という独自の補助制度があるため、ごく一部の良心的な重心型事業所が医療的ケア児を採算度外視で受け入れているのが実情です。

こうした実態を受け、公明党を含む超党派の国会議員、有識者らが政府に対し強く要望活動を行ってきた結果、本年9月、厚生労働省は来年4月に実施する障害福祉サービスの報酬改定で、福祉施設が医療的ケア児の受け入れ体制を整えた場合、報酬を加算する方針をかためました。今後、専門家会議で加算の具体的な条件や報酬額を決めることになってはいますが、詳細は未定です。

国の動向に注視しつつ、今後もニーズが増加する医療的ケア児を対象とした児童発達支援事業に対し、品川区独自の加算を行うなど支援をこれまで以上に手厚くする必要があると思っております。いかがでしょ

うか。

最後に、今後の大規模町会のあり方について質問します。

質問の1点目は、地域コミュニティとしての大規模町会の役割について伺います。

人口流入が続く品川区ですが、特にシーサイドエリアと呼ばれる湾岸地域では、近年、マンションの建築が相次ぎ、人口も増加しています。中でも、東品川3丁目、4丁目で構成される「東親会」は6,514世帯、人口が1万3,917名と、品川区202町会・自治会の中でも最大規模の町会です。9割以上がマンションの居住者で、戸建住宅は20所帯に満たないのも特徴です。町会に加入予定のファミリー世帯向け大型マンション2棟が建設中であり、平成32年までに合わせて1,500世帯が入居予定で、もう間もなく人口が約2万人になるのではとささやかれています。正確な統計はありませんが、報道等では日本最大と言われる町内会は川崎市多摩区の菅地区で、約2万人です。なお、総務省の資料によれば、全国1,719市区町村で人口1万人未満の自治体数は509、1万人以上2万人未満の自治体数は264なので、当町会は、全市区町村の45%の自治体よりも大きい、もしくは同等の人口規模の町会ということになります。

町会長からは、町会への所属意識の比較的薄いマンション住民が9割を超える新しい形態の大規模町会において、急増する高齢者や子育て、防災等の課題にどう町会がアプローチすればよいのか、また、地域コミュニティの担い手としての町会の役割をどう考えていくのか、早急な検討が必要だとのことご意見がありますが、品川区としてどうお考えか、お聞かせください。

質問の2点目は、民生委員の負担軽減策について伺います。

当町会には、民生委員が現在区内最多の9名が委嘱されていますが、その負担が大きいことは数年来伺っているところです。例えば、高齢者に付き添い、病院や公的機関等にやむなくタクシーで移動した場合、民生委員には自己負担が発生します。家庭訪問の頻度も多く、熱心であればあるほど、時間的・経済的負担が増えていきます。また、土日休日に突発事態が発生した場合、行政の判断を求めることができず、精神的な負担も大きくなっています。

こうした課題を解決するため、大分市では、民生委員をサポートする「支援担当者」16名を配置し、夜間や休日の対応として、支援担当者の自宅電話番号の一覧を各校区の民生委員の代表者に配布しています。

なお、厚生労働省の「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」の2014年の報告書でも「市町村はこのような体制づくりも検討すべき」と言及されており、現場を知る検討会委員は「行政が夜間や休日にも協力する仕組みは、民生委員にとって安心感が大きい」と指摘しています。

民生委員の負担軽減のために、休日や夜間対応について行政や社会福祉協議会の担当者を決め、その連絡先を配布するなどの仕組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。また、経済的負担に関しても、さらに何らかの措置をとっていただくよう要望しますが、いかがでしょうか。

質問の3点目は、保育・教育機関の確保と投票所機能の拡充について伺います。

新築マンションにはファミリー世帯が急増しており、保育・教育機関の整備も課題です。近年、当町会内には認証・認可保育所が増設されるなど、保育についてはかなり充実してきた印象ですが、小学校は城南第二小学校のみで、70周年を迎えた東海中学校については学校施設もかなり老朽化してきています。

今後の人口動態から分析して、保育所は充足しているのかどうか、また、城南第二小学校・東海中学校の現在の教室数で対応できるのかどうか、もし足りない場合には対応策が必要かと思いますが、ご所

見を伺います。

選挙投票所が学校は2か所ですが、以前、投票を待つ人でグラウンドに長い行列ができ、中には途中で帰ってしまう方を私も実際に見ました。一方で、町会内にある区内有数の大型ショッピングモールは、多くの地域住民、また区民が日常的に利用しており、期日前投票所として最適であると複数の方から要望をいただいております。人口増加に対応する投票所の検討とともに、ショッピングモールの一角を期日前投票所として利用させていただくことの実現を図っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

質問の4点目は、旧品川消防署・東品川出張所跡地の活用について伺います。

シーサイド南北に広い面積を擁する当町会ですが、公共施設が少ないことも課題です。東品川文化センター、東品川シルバーセンターが存在しますが、昨年、併設する品川消防署・東品川出張所が移転し、現在は空き施設となり、当町会ではこの施設跡の活用を熱望しています。東京都に対し、この跡地の譲渡を強く働きかけていただきたいと要望しますが、いかがでしょうか。また、譲渡が実現をした際には、老朽化の進む文化センター、シルバーセンターとの合築も視野に、地域コミュニティの拠点として、また、高齢者、障がい者、子育て支援、防災の機能を備えた地域共生型の多世代交流・多目的施設の設置を求めますが、いかがでしょうか。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、地域コミュニティにおける町会の役割に関するご質問にお答えを申し上げます。

町会・自治会は地域社会の核であり、地域の活性化をはじめ、防災への取り組みや高齢者支援など、永年にわたり重要な役割を果たしてきていると認識しております。こうしたことから、昨年4月に「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」を制定し、町会・自治会の位置づけや役割を明確化して区の責務を定めるとともに、区民や事業者に対して町会・自治活動への参加協力について明記し、活動活性化の支援を進めているところでございます。また、加入促進助成などの支援も拡大しており、ご好評をいただいております。さまざまな要因も考えられますが、これらの取り組みにより、29年4月時点での区全体の加入率は60.52%となり、昨年度比1.13ポイントの増となっております。

マンションとの関係につきましては、規模が拡大している町会をはじめ、地域にとって特に大きな課題であると認識しており、工事業業者等への「地域連絡調整員」の設置義務化などを条例に明記するとともに、開発事業者などに対し、継続して協力依頼を行っているところであります。

また、今年度は全町会にアンケートをお願いし、マンション管理組合等へのアプローチ方法の助言や、町会長に同行して管理組合に条例の説明を行うなど、それぞれのご要望に応じた支援を進めているところであります。今後も、各町会・自治会のご意見を伺いながら、支援に取り組んでまいります。

その他のご質問につきましては、教育長等よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、教育におけるSDGsについてお答えいたします。

教育委員会では、教育目標を踏まえた基本方針の一つとして、子どもたちが他国の文化や宗教等の違いを正しく理解し、国際協力や人道問題などに信念を持って対応できる能力を身につける教育の推進を位置づけています。

それに基づき、例えば市民科の指導におきましては、よりよい社会の実現のために自分の果たすべき

役割を正しく認識し、相互協力のもとで進んで社会貢献に取り組むことができる能力などの育成を目標としております。また、これからの各学校の教育課程編成の基準となる「品川区立学校教育要領」におきましてもSDGsの理念を視野に入れつつ、現在作成をしているところでございます。これらの取り組みを通しまして、まずは全ての教員の理解を深めていくことが重要であると考えているところでございます。

〔企画部長中山武志君登壇〕

○企画部長（中山武志君） 私からは、自治体SDGsおよび消防署出張所跡地に関するご質問にお答えします。

初めに、SDGsについての区の認識ですが、SDGsに掲げる17の目標には、「環境」「教育」「保健・衛生」「まちづくり」など、区の施策に直接かかわる分野もあり、また、持続的・包括的に施策を進めるべきとの考え方は区政のめざす方向性と関連するものと考えております。

次に、SDGsの周知・啓発についてですが、まずは国による周知・啓発活動が大切と考えております。今後、国の地方への予算措置の動向や他自治体の取り組みなども注視してまいります。

次に、区の行政計画への反映についてですが、SDGsにおける「持続可能」などの基本的な考え方や目標を可能な限り指標化していくことは、今後の関連する計画の策定、改定時の視点にもつながるものと認識しております。

次に、消防庁の旧東品川出張所跡地についてのご質問にお答えいたします。

当跡地は、区有施設等にも近接しており、施設の老朽化や行政需要への対応など、当地の活用は有用なものと考えております。この間、東京都に対し、跡地の活用や区への譲渡の可能性について打診を行ってまいりましたが、当面は都としての活用を検討するとの姿勢です。引き続き情報収集を行いながら、取得の意向を申し述べてまいります。なお、取得できた場合の活用につきましては、ご提案の趣旨も参考にさせていただきながら、行政課題や地域ニーズなどを十分に検討の上、総合的に判断してまいります。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、子どもの貧困対策と未来応援、医療的ケアへの支援および今後の大規模町会のあり方のうち、保育教育機関の確保と投票所機能の拡充についてのご質問にお答えいたします。

まず、就学援助についてですが、直近3か年の受給者および受給率は、平成26年度が4,713人、25.5%、27年度は4,605人、24.4%、28年度では4,397人、22.7%と減少してきており、受給者は4人に1人から5人に1人強へと推移しております。また、受給者数を区内の全学齢人口から見た割合は、26年度が21.6%、27年度は20.7%であるのに対し、28年度は19.3%と、2割を下回る状況になっています。この間、就学人口が増加しているにもかかわらず、受給者・率とも下がっているのは、受給基準を改定していないことから、全般的に所得の低い世帯の割合が減少したのではないかと考えております。

次に、子ども食堂についてお答えいたします。

11月に区内子ども食堂マップを作成し、配布しているところです。それをもとに、地域バランスを踏まえ、区の施設の活用も視野に入れた子ども食堂の拡大に取り組んでまいります。低所得世帯へ食料を届けるシステムにつきましては、「子ども宅食」を実施しているNPO法人等に聞き取りを行うなど研究してまいります。

次に、医療的ケア児への支援についてお答えいたします。

まず、保育所における受け入れですが、希望のあった保育所において、新たに看護師1名を配置するとともに、保育士3名が都の研修を受講し、当該児童への医療的ケアを可能とする認定を受けております。また、保護者や本児童が利用する医療機関などと、保育上の注意事項や緊急時の役割等を定めました。さらに、安全に医療的ケアを行うために、専用の保育室を整備し、本年10月から気管切開によるたん吸引が必要な児童を保育しております。

次に、複数の保育園や幼稚園、学校での受け入れですが、医療的ケアは、たん吸引や経管栄養など複数あり、児童の健康状態や発達状態もさまざまなため、適切な受け入れ態勢や緊急時の対応等を個別に検討し、慎重に進めてまいります。受け入れの周知については、多くの施設での受け入れが可能となった際には、区のホームページや医療的ケア児の通所施設と連携するなど適切に周知を図ってまいります。

次に、医療的ケア児に関する情報共有・検討の体制整備についてですが、10月末現在、区内の未就学の医療的ケアが必要なお子さんは18人になります。医療的ケア児に対する支援としては、訪問看護をはじめ、児童福祉法の療育支援として児童発達支援が、また、障害福祉サービスでは訪問介護、補装具や日常生活用具の支給などがあります。また、保護者への支援として重度心身障害児在宅レスパイト事業を実施しております。

医療的ケア児については、国においても保健、医療、福祉、教育等の連携を重視しており、障害児福祉計画の成果目標として、平成30年度末までに医療的ケア児支援の協議の場を設置することとされています。区においても平成30年度中の設置をめざし、関係機関と協議してまいります。

次に、医療的ケア児を受け入れる児童発達支援事業所への支援についてですが、区では平成27年度に「児童発達支援事業運営補助事業」を開始し、医療の必要なお子さんの療育の場を区内に誘致したところです。医療的ケア児の受け入れには看護師等医療専門職の配置が必要なため、事業者の負担が大きく、区といたしましては今後の国の報酬改定等に注視するとともに、医療的ケア児の受け皿を確保するために、どのような支援が有効か検討してまいります。

最後に、保育・教育機関の確保と投票所機能の拡充についてのご質問にお答えします。

まず、保育所の整備ですが、需要に合わせた子ども・子育て計画を策定しており、30年4月の開設によりほぼ充足する見込みです。

次に、城南第二小学校や東海中学校の受け入れについてですが、就学人口については、毎年、住民基本台帳をもとに、マンション建設等の情報も把握した上で見通しを立て、対応が遅れないように努めています。ご指摘の2校においては、今後就学人口の急増により現行の教室数を上回ることも予測されますが、その際は多目的室等を普通教室に転用するなどの対策を講じ、学区域の子どもを確実に受け入れてまいります。

最後に、投票所機能の拡充についてですが、ご指摘の2棟の新設マンションについては城南小学校が投票所になります。この投票所は、現在6,660人の登録有権者数であるため、入場整理券の受付時のパソコンの台数増、従事職員の増員等で迅速化を図ることや、開設場所の導線の工夫等により、十分対応が可能になると考えております。

また、イオン・シーサイド店への期日前投票所の設置につきましては、商業施設での設置検討に当たり、実地踏査と責任者への聞き取りを行った際、アトレ大井町のような貸出スペースがなく、受け入れできないとの回答をいただいております。現在のところ実施は難しいものと考えております。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、民生委員に関するご質問にお答えいたします。

民生委員は、地域における身近な福祉の相談役として日々活動していただいております、品川区の福祉を支える重要な存在です。この活動内容は多岐にわたりますが、緊急時の対応については、その地区の会長や地区内の民生委員と相談するほか、無理をせず警察や消防につないでいただくよう、ご案内しているところです。

また、民生委員の身分は、非常勤の特別職の地方公務員とされ、報酬は支給されませんが、活動する際の交通費や通信費などの実費に対しての支給をしております。加えて、区独自の制度である高齢者相談員としての活動費も支給しており、平成27年度には活動費の増を行ったところです。今後も民生委員のご意見を伺いながら、負担軽減の仕組みについて考えてまいります。

○あくつ広王君 自席から再質問させていただきます。

それぞれご答弁ありがとうございました。2つ再質問をさせていただきたいと思います。

1点が、最後の区長からご答弁いただきました大規模町会のあり方ということで、条例をつくって、町会・自治会、あまねく202町会、これを支援していくという趣旨は私も理解をしているつもりなんです、今回の質問の趣旨というのは人口規模で捉えていただきたいということでございます。あえて言いませんでしたけれども、例えばこの町会にもスタンドパイプ2本しか配布されておりません。恐らくそういった視点がまだ浸透していないのかなというところ。昨日、この質問をするに当たって、町会長ともお話をさせていただきましたけれども、ぜひそういった規模であるということをご理解をいただいて、品川区からもぜひ声をかけていただきたいとか、アプローチをしていただきたいということが1点なんです、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

それと、もう1点、SDGsに関してなんですけれども、教育長からご答弁いただきました。ありがとうございます。まずは教員の理解を深めて、教職員の理解を深めていくという、これはそのとおりでと思うんですけれども、その上で、ぜひそういう子どもたちに理解を深める、それについてもぜひ前向きなご答弁をいただきたいと思いますが、その先ということになるんですけれども、この2点、伺いたいと思います。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 町会のあり方についての再質問にお答えを申し上げます。

今、議員お話のとおり、町会の規模というのはさまざまでございます。面積あるいは抱える人口、そうした面で非常に様相が異なるということでございます。今の時期、全体の町会長さんとの懇談をしております、来週で13か所全部終わるわけでありまして、お話のような悩みをお聞きすることがございます。場合によっては、道路で町会が分断をされているというようなところもあります。また、人口が多過ぎてなかなか話がまとまりにくい、あるいは人口が減っていて先行き不安であるというような、さまざまなお声を聞いております。私といたしましては、品川区といたしましては、こうした町会のさまざまな悩みあるいは現状の問題点、こうしたものについてしっかりと把握をして、それぞれに対する対応を考えていきたいというふうに思っております。議員のご指摘も十分に受けとめながら前へ進んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、あくつ議員からのSDGsに関する再質問についてお答えしたいと思います。

SDGs、この持続可能な開発目標という部分につきましては、学校教育においてもさまざまな分野がそれにかかわる内容として今後考えていけるだろうと思っております。実際にこのSDGsというこ

とを前面に出しているわけではございませんが、そういった部分を理念に置いた活動を展開しているような企業等をベストティーチャーと呼んで取り組んでいる学校もございますし、私どもは、先ほど申し上げましたように、今後、市民科の学習の場面でもそういったような内容、市民科の教科書をつくる時にそういった内容を取り扱う字数を増やしていきながら、その充実も図っていきたいと、このように考えております。いずれにいたしましても、今後の地球的規模の課題だろうというような見方をしておりますので、さまざまな学校教育活動の中での充実とともに進めていければと考えているところでございます。

○副議長（こんの孝子君） 以上で、あくつ広王君の質問を終わります。

次に、田中さやか君。

〔田中さやか君登壇〕

○田中さやか君 品川・生活者ネットワークを代表して、通告順に従い、一般質問を行います。

義務教育学校について伺います。

品川・生活者ネットワークは、品川区の教育行政の改革について教育環境に影響を受ける広範な区民、地域、保護者、当事者である児童・生徒を広く巻き込んだ議論を通して決定されるべきであると主張してきました。しかし、その意見は受け入れられず、昨年2016年4月に品川区は義務教育学校という学校種を条例に定め、施設一体型小中一貫校6校を義務教育学校としました。2015年第4固定例会で、義務教育学校設置の決定を、どのような議論を経て、いつの会議体で決定したのかと経緯を伺いましたが、適切な答弁がされませんでした。改めて住民合意を経た教育改革の履行を求めて伺います。

2015年の質問に対して教育次長は、「2014年度から小中一貫教育推進委員会の体制部会や一貫校長連絡会において検討を重ねて、2015年6月の小中一貫教育推進委員会では、施設一体型小中一貫校6校を義務教育学校に移行する可能性を見据えて各関係者と意見交換を行ってきた」と答弁をされています。

生活者ネットワークが伺いたかったのは、「義務教育学校の設置決定」に至る「決定の内容」であり、「意見交換の内容」でした。答弁の根拠となっている会議の議事録を確認したところ、これらの会議は設置決定が前提となっている議論だとわかりました。生活者ネットワークが求めた趣旨には合わなかったため、改めて教育委員会へ確認を行いました。

その結果からも、小中一貫教育推進委員会体制部会——以下、「体制部会」と、小中一貫校長連絡会——以下、「校長連絡会」の2つの会議体は、義務教育学校の設置を前提とし、実行するための会議であることが明らかになりました。つまり、2015年に生活者ネットワークが求めていた義務教育学校設置決定の経緯については、いまだ明らかになっていないということです。

上記の経過を踏まえて質問をいたします。

体制部会では、小中一貫教育の課題、問題について2014年から議論がされています。繰り返しになりますが、この会議体は義務教育学校設置を前提としている会議体であるにもかかわらず、2015年1月の議事録では、その分析ができていない状況や、学校のほうでは一貫教育の意義や価値を感じられていない部分もあるなどという指摘がなされています。

また、「品川区の義務教育が転機を迎えており、ギアチェンジが必要。しかし、それを焦らずにきちんと順序を踏み、ガイドラインがつくられるべき。10年の見通しを示して、段階的にどのように整備していくのかということ明らかにした上で、手をつけていくという順序で考えるべき」という趣旨の発言も見受けられました。

また、他の委員からは、「義務教育学校決定以前に議論すべき問題だった」という趣旨の発言もあり

ました。

同年9月の校長連絡会の中でも、2016年4月には法改正に向け義務教育学校を設置するという方向が示されていますが、出席した校長からは、「保護者にどのように説明をすればよいのか」と困惑している様子がうかがえました。

2015年1月の体制部会から8か月後の9月の校長連絡会、および同月の校区外部評価委員会では、区が義務教育学校の制度に乗っていく説明をされていますが、この間の議論がわかる行政資料も見られません。

以下、3点質問をします。具体的に答弁を求めます。

体制部会の義務教育学校設置に対し、慎重な意見や義務教育学校設置の方針が出され、困惑していた校長連絡会の意見はどのように解決されたのか伺います。

また、体制部会と校長連絡会が疑念を示しているのにもかかわらず、教育委員会は当該保護者や区民に対して「義務教育学校は施設一体型小中一貫校と何も変わらない」と周知する広報を行っています。義務教育学校設置の理解を求めるために、当該保護者や区民にどのような説明を行い、理解を得たのか伺います。

最後に、改めて伺います。2015年6月の法改正では、品川区の義務教育学校にそのまま移行するには細かな法的な検討課題も残っていました。そのような曖昧な中で「義務教育学校設置の決定」についてはどこで議論をし、どこが判断をしたのか、明確にお答えください。

次に、現在行われている学事制度審議会についてです。

学事制度審議会は、2016年10月、教育長の諮問を受けて発足しました。この会議は、品川区の教育政策の今後を検討する大事な会議です。同審議会から中間答申が9月に出され、14日間のパブリックコメントが行われました。学事制度審議会で行われている課題の掘り起し、それを受けて議論されている今後の見直し方針は、品川区の教育に大きく影響すると考えます。実際に中間答申では、通学区域の自由化の課題や学校選択制の見直し、義務教育学校の現状での課題についても触れられています。

質問します。今後の重要な教育行政にかかわる大きな問題であるにもかかわらず、中間答申のパブリックコメントを条例で定める期間の最低日数である14日間にしたことについて、どのような判断で決定がされたのか、伺います。

この中間答申の内容を保護者および地域の方へ説明をしっかりと行い、議論を深めることが、パブリックコメント以外にも必要だと考えます。区民への情報提供と説明の機会を決定前に行うことを求めます。区の見解を伺います。

2018年3月が答申をまとめるスケジュールとしていますが、行政および教育委員会事務局主導のトップダウンではなく、広く意見を聞き、教育行政に生かすことが重要だと考えます。10年、20年先の品川区の教育政策を住民とともに考えていくことを念頭に、スケジュールに縛られることなく答申をまとめるという姿勢を求めますが、区の見解を伺います。

本来であれば、小中一貫教育推進委員会体制部会で示されていたように、手順を踏み、議論がされて、課題が解決されてから義務教育学校が設置されるべきだったということを改めて主張して、次の質問へいきます。

主権者教育について伺います。

主権者教育というと、模擬投票などの選挙に関する仕組みを学ぶということが一般的に見られますが、子どもたちが主権者の意識を高めるには、学校や地域社会などの身近な生活の中で主権者であることを

実体験することが、より実効性のある主権者教育であると考えます。例えば、身近な通学路の安全をどうするか、区立公園の遊具について、要望や改善を求めて子どもたちが意見を言いたいときに、大人が子どもたちの意見を受けとめる体制が必要です。小さいころから身近な課題に対し関心を持ち、意見を言い、受けとめられ、検討や反映がされるという経験から、子どもたちは意見をいうことの成功体験を重ねることができます。それが政治参画、自治する市民の育成につながり、主権者教育の成果になると考えます。

2016年に日本弁護士連合会から提言された「あるべき主権者教育の推進を求める宣言」によれば、「主権者とは政治的権威の帰属主体を示す概念であり、当然、有権者ではない子どもたち等も主権者に含まれます」「学校や地域社会等の子どもたちの身近な生活の場を民主的な議論の場として構築していくために、学校や学級内の現実的な問題や課題を議論の素材とすべきである」などが挙げられています。以下、事例を紹介しながら質問をします。

2017年の決算特別委員会で、校庭の人工芝生化について質問をしました。質問に関連し、人工芝生化が行われていた学校で聞いた「静電気が発生し、校庭で遊びづらくなった」という複数の子どもたちの声と、その状況を子どもたちから聞いて困惑している教職員の声について事例として挙げたところ、教育委員会は、その時点では子どもたちの声を把握していませんでした。学校の設備などについて、子どもたちの意見を聞き取り、教育委員会として施策に反映させるという姿勢ができていますでしょうか、伺います。また、学校から風通しよく意見が集まる仕組みとなっているのか、現状を伺います。

教育委員会以外の行政での窓口でも同じようなことが言えます。例えば、福祉の窓口でのヤングケアラーの問題があります。ヤングケアラーとは、慢性的な病気や障がいの家族をケアしている18歳未満の子どもを指します。主たる介護者が子どもであるため、窓口での対応で制度上サービスが受けられずに困窮してしまうという課題です。

2016年度日本ケアラー連盟の調査報告では、高校生のころから父親を8年間介護していた方の事例が紹介されています。未成年のときに窓口を訪れたときに、「保護者と一緒に来てください」と促され、子どもだという理由で3年間サービスに結びつかなかったということです。このケースは、福祉の課題でもありますが、行政の窓口で子どもたちを主権者として受けとめる姿勢があれば、このような問題が起きなかったのではないのでしょうか。子どもが窓口相談に訪れたときの対応について、庁内のそれぞれの所管で受けとめる姿勢があるのか伺います。また、区として相談体制が整っているのか、整っているとしたらどのような体制なのか、マニュアルとして共有されているのか伺います。

投票率や、若者の政治参画の低下が社会問題となっていますが、幼いころから政治を身近に感じられる環境があることが状況改善へ向け必要です。今までの事例からもわかるように、子どもが主権者であると自覚できるチャンスはいつでも身の回りに存在します。つまり、大人が子どもの意見を受けとめる姿勢があれば、その時点から子どもへの主権者教育が始まり、大人の対応次第では子どもの主権者という自覚がより高まります。その延長上に若者の区政参画や投票率の向上が図られるのだと期待しています。区として主権者教育の主眼をどこに置いて進めようとしているのか、見解を伺います。

多様性を認め合う環境整備について伺います。

障がい児の学ぶ権利の確保について伺います。小学校、中学校という義務教育においては、全ての子どもが教育を受ける権利があり、国、行政は、教育を受けさせる義務を負います。障害者基本法第16条の条文では、障害者が、その年齢および能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童および生徒が障害者でない児童および生徒とともに教育を

受けられるよう配慮しつつ、教育の内容および方法の改善および充実を図る等、必要な施策を講じなければならぬとあります。

世界人権宣言には、親は子どもに与える教育の種類を選択する優先的権利を有するとあります。それらをもとに、教育現場では施策が進んでいると考えます。学校をどこにするか、どのような教育内容を選び、学べるかは、教育への権利を実現する大切な要件であるはずで、子どもの権利条約でも、子どもが意見を表明する権利を定めています。つまり、国際的な宣言や条約を見ても、入学に当たって支援級に進むか、普通級に進むかも、当事者である子どもや保護者が選ぶことができるということが明記され、読み取れます。品川区としてもこの理念に沿い、普通級か支援級か、選ぶ権利は当事者である子どもと保護者に委ねられているということを改めて確認したいと思えます。お答えください。

次に、普通級に通う障がいのある子どもたちの学校生活について伺います。

教育に保護者が付き添うという状況は、憲法においても障害者差別解消法の考え方においても、教育委員会としては求めてはならないと考えます。現在、フォローが必要な生徒に関して、親の付き添いを求められている状況はあるのでしょうか。小学校、中学校、義務教育学校のそれぞれの数をお知らせください。

就学時検診の時期です。就学時検診は小学校に上がる直前に行われる健康診断ですが、教育委員会は実施する義務はありますが、子どもたちは受診する義務はありません。就学時検診は「任意である」ということを、区ではどのように保護者に周知されているのか伺います。

2017年10月30日の日経新聞では、政府が障がい者との交流や共同学習を各学校で推進するとの目標を掲げていますが、なかなか進まないという実態が記事にされています。パラリンピックに向けた行動計画の中での目標ということですが、幼少期から、障がいのある子もいない子も同じ空間で過ごすことにより、このような目標を掲げるまでもなく障がいへの理解や多様性への学びにつながります。

障がいの理解とともに、性的マイノリティーへの理解を進めるためにも、幼少期から多様性を認め合う身の回りの環境が影響します。男女共同参画社会基本法制定により、品川区では男女混合名簿が小学校、中学校、義務教育学校で採用されています。性的マイノリティーへの配慮の観点からも、男女混合名簿は双方の理解が進む第一歩として実施されるべきだと考えますが、区の見解をお聞かせください。品川区での現在の男女混合名簿の実施状況についてお知らせください。

卒業式や入学式などの席順などについても男女混合とするべきと考えます。現在は、混合名簿を実施していても席順は男女別の学校もあります。席順についてはどのように決められているのか伺います。

保育環境について伺います。

待機児童解消をめざし、万全と言えないまでも保育園を増設していこうとしている姿勢は評価をしています。保育園の増設に伴い懸念されることは、保育の質の維持、向上です。保育士への処遇改善も必要ですが、保育士が保育に集中できる保育環境の整備が保育の質の向上には不可欠です。

東京大学大学院発達保育実践政策学センターでは、2015年12月から2016年3月に2万379の保育・幼児教育施設と、1,718の市区町村を対象に「保育の質の保障・向上への取り組みに関する全国大規模調査」を行いました。この調査が行われた背景には、性急に保育を拡充する中で、保育の質が十分に保障されているか、施設・地域によって格差が発生していないかという懸念などがあったからです。調査結果では、保育者の負担感、体調、職務満足感などの労働の実態として、給与の不足よりも、むしろ「事務作業負担」「仕事の責任」「保育者不足」のほうの方がより強く認識されていることが明らかになっています。調査を行った同センターでは、「特に事務作業負担について、園レベルだけではなく、国・自治

体レベルで改善していく必要がある」と提言しております。

そこで、品川区での保育環境の実態を知るために、保育施設ごとの職種別職員数の調査をしました。用務員、事務員がともに設置されていない公立保育園は46園中11園ありました。その11園中9園では、子どもの在籍定員数が100%を超えています。私立認可保育園では、同様に両者が記置されていないのは47園中21園。その21園中5園で在籍定員数100%を超えています。事務員のみでの配置状況では、区立46園中44園で配置がなく、たった2園しか事務員がいません。私立認可保育園では47園中約半数の23園で事務員がいません。事務および用務の保育職以外の職務が、保育職員の負担となっていることが実態として明らかです。保育士が保育に集中できる環境を整えることは、保育の質の向上につながり、用務員と事務員という専門員の記置を区は検討すべきです。

以下、3点質問します。

用務員・事務員の配置に基準があるのだと思いますが、どのような基準になっているのか伺います。現在、事務職務は延長や主任保育士の管理者が行っていると聞いています。管理者の本来業務と思われる子ども全般の把握、職員のメンタルや処遇の気配りなどができなくなっているのではないかと危惧します。区の見解を伺います。

事務員や用務員の専門職を配置することは、保育士にとって保育に集中でき、子どもにとっても安全に過ごせる保育の質を維持向上できると確信します。保育士以外の専門職の配置を求めます。区の見解を伺います。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、保育所の人材配置についてお答えを申し上げます。

まず、用務員等の配置基準ですが、保育園運営の規定に定めはございません。物品の購入や施設の修繕等の事務については、公立では保育課が担い、私立では事業者の判断で現場の事務員が担うか、本部・本社で担っておりますので、園長の本来業務に支障が発生しているとは考えておりません。このため、現在のところ、公立保育園に事務員を配置する予定はありません。また、用務員が配置されていない園には、非常勤職員等を配置をしております。今後も、保育士の負担が軽減されるよう、ICT化の推進や事務の見直し等に取り組んでまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、義務教育学校、主権者教育および教育現場における多様性を認め合う環境等についてのご質問にお答えいたします。

初めに、義務教育学校の設置についてでございます。

まず、小中一貫教育推進委員会等での意見ですが、これは、法制化に際し、自由な立場から意見交換したものです。これらの議論を踏まえ、施設一体型6校を義務教育学校として設立するとともに、そこで出された小中一貫教育推進の課題は、現在の品川教育検討委員会や学事制度審議会でも受け継ぎ、検討を進めております。

次に、保護者や区民への理解啓発についてですが、平成27年12月に義務教育学校の疑問に答えるリーフレットを作成し、それを用いて保護者や地域関係者、入学希望者に対し、学校説明会や保護者会等の場面で丁寧に説明してきたところです。なお、平成28年度末に義務教育学校の保護者に実施したアンケートでは、約9割が学校に満足しているとの回答をいただいております。

次に、義務教育学校設置の決定についてですが、義務教育学校の設置は、小中一貫校において実績を10年間積み重ねた結果、実現したものであります。小中一貫校の体制が法制化のもとでも円滑に移行できることを事務局で確認し、教育委員会としての正式な意思決定を経て、平成27年第4回定例会に区立学校設置条例の一部を改正する条例を議案として提出し、本区議会において決定されたものであります。

次に、学事制度審議会についてお答えします。

中間答申に関するパブリックコメントの期間については、その内容やボリューム、今後の審議スケジュール等を総合的に判断し、決定したものです。区民への情報提供については、中間答申が出された後、速やかにホームページに答申全文と概要版を掲出しました。また、広報しながらでもパブリックコメントの実施とあわせお知らせしたところであり、周知に努めていると考えております。

なお、本審議会においては、学識経験者をはじめ、地域を代表する立場として町会長の皆さんやPTA関係者、そして学校と地域を結びつける重要な役割を担うコーディネーターの方々など、多くの区民を委員にお迎えし、ご議論いただいております。今後よりよい教育環境をできるだけ早期に提供していくためにも、今年度末に最終答申をいただけるよう、審議会に対し検討をお願いしているところです。

次に、主権者教育についてお答えいたします。

初めに、学校施設に対する子どもの意見の反映ですが、施設改修の際には、必ず当該校の意見を聞きながら工事等を進めております。議員が事例に挙げております人工芝生化についても、学校や町会などから声を聞き、ラインの引き方や火器使用スペースの確保など、意見を反映しております。導入後は、校庭で遊ぶ子どもが多くなった、けがが減った、砂ぼこりの苦情がなくなったなどの声を聞いております。また、トイレ改修では、色などを子どもたちが決めることで、親しみを持って学校施設を使えるという成果も出ております。

次に、学校からの意見が集まる仕組みについては、年に1度、区長、教育長とPTA会長との懇談会や毎月の校長連絡会など、意見が交換できる場を設けており、そこでの意見等には子どもたちの願いが反映されていると考えております。

次に、未成年者の来庁時の窓口対応についてですが、区では来庁される方々に対し、年齢を問わず、個々の事情を伺いながら、丁寧な対応を全庁的に行っております。したがって、改めて体制の構築をするのではなく、相談等に対する対応の充実を進めてまいります。

次に、主権者教育の主眼ですが、義務教育段階において、他者と協力しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を養うことと考えています。具体的には、社会科や市民科を中心に、ディベートや模擬選挙等の実践的な体験を通し、物事を多面的に捉えたり、意見の違いを突き合わせ、問題を解決したりするなど、市民としての役割を果たす基礎を育ててまいります。

次に、教育現場における、多様性を認め合う環境整備についてお答えいたします。

初めに、通常学級か特別支援学級かの選択についてですが、本区では、児童・生徒が個々の実態に応じた適切な教育的支援を受けられるよう、就学相談等を行い、まずは、その判断を保護者に伝えております。その上で、最終的な入学先を保護者が選択するに当たり、さまざまな配慮や課題について、学校や教育委員会等を交えて必要な話し合いを行っております。

次に、子どもへの付き添いについては、必要に応じて介助員の配置等を行っておりますが、個々の実態によっては、保護者との相談の上、付き添いを依頼したり、ボランティアを探してもらったりする状況もございます。平成28年度の状況は、小学校16人、義務教育学校5人、中学校ではありませんでした。

次に、就学時検診についてです。就学時検診は、保護者や学校にとって、児童の健康状態を確認する大切な機会となっています。保護者に対しましては、入学前の学校案内パンフレット送付時に、受診をお願いする旨の案内文を同封し、勧奨しているところです。

次に、男女混合名簿ですが、本区においては、人権尊重都市品川宣言に基づき、男女共同参画社会の実現に努めており、学校における人権教育は重要であると認識しております。また、男女混合名簿の実施状況につきましては、保健体育科の授業等において男女別の名簿を使用したりする実態もあり、実施率は現在、学校全体の85%となっております。

次に、卒業式および入学式の席順ですが、各校の式の流れに応じて、男女に分かれて合唱することもあり、それに合わせて席順、席位置を決めている場合がございます。いずれにいたしましてましも、性的マイノリティーへの理解を含め、個々の実態に沿った配慮ができるよう、今後とも学校への啓発に努めてまいります。

○田中さやか君 まずは、義務教育学校設置についてです。

10年間の経緯があることは伺っています。質問しているのは、義務教育学校設置決定の議論がどこでされ、その議論の結果、この案で議会に上程しようとしたのはどこかということをお伺いしているので、そのことをお答えください。

そして、パブコメです。品川の教育に大きくかかわる重要な会議の意見公募パブコメが14日間とはあまりにも短過ぎると思います。再考を求めます。改めて見解を伺います。

そして、子どもたちの意見を聞き取り、施策に反映させている姿勢があるということでしたが、反映させているというのなら、なぜ決算特別委員会では人工芝生化の静電気に関しての子どもの声が区に届いていなかったのかということをお伺いしたいと思います。

そして、風通しについてもです。風通しのことも同様です。お答えください。

そして、就学時検診のことは、任意であるということが実際にはなかなか伝わっていません。保護者への周知を具体的にどのようにされているのか伺います。

そして、席順についてです。学校の判断ということは理解しているので、この質問の問題意識は、心と体の不一致、望まない性を押しつけられ、声も上げられずにいる声なき声が背景にあります。このような現状が学校現場で存在すると、教委と学校で認識した上での答弁でよろしいでしょうか、改めて答弁を伺います。

そして、保育士の専門職の配置についてです。ここはとても重要です。事前に保育課長には、保育運営上の問題事例を指摘しています。その事例を把握した上で、この配置が充足しているとお考えでしょうか。改めて伺います。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） それでは、私のほうから何点か、再質問いただいたことについてお答えさせていただきます。

まず、初めに、義務教育学校の設置につきましては、先ほどもご答弁申し上げさせていただきましたが、法制化に当たり円滑な移行が可能かどうかは、今までの小中一貫校の体制が法制化のもとでも継続できるかどうかが一番のポイントでございました。それについては、文科省等と情報収集をしっかりとしながら事務局のほうで判断し、教育委員会内部では正式にその後、意思決定をしたものです。

それから、パブリックコメントにつきましては、この期間につきましては、今回特に実際のパブリックコメントの募集期間の前段に、実際にホームページでは事前に公表しておりまして、それも含めると

30日以上を含めた公開をしている、そういうことも踏まえて総合的に判断して、今回のようなパブリックコメントの総合的な判断した結果でございます。

それから、子どもの意見の反映につきましては、先ほどご答弁させていただきましたが、教育委員会と学校とのいろいろな意見交換の場を通じて、学校の代表である校長先生等について中心に意見を聞く場面が実際上多いところでございますが、その中でも子どもたちの意見を極力踏まえた意見交換の場になっていると考えております。具体的な人工芝生化については、そのような中で必ずしも聞き取れなかったことが一部にあるかもしれませんが、そのような姿勢で臨んでいるものでございます。

風通しのある関係の整備については、今お答えさせていただいたようにいろいろなチャンネルを通じて、学校現場と教育委員会が常に意見交換できる場を設けているところでございます。

それから、就学時検診につきましては、基本的には先ほどご答弁させていただいたところですが、就学時検診の大切な意味、それをご説明した上で、勧奨という形で受診のお願いをしているところでございます。

それと、最後に、席順の関係でございますが、男女共同参画等の立場から基本的にはそのような席順を基本と考えているところでございますが、当然、一環としてLGBTに対する理解を深めること、そのような見地に関しては重要であると考えているところで、しっかり認識しているところでございます。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私から、保育に関する再質問にお答えいたします。

保育士の負担軽減でございますが、こちらは私どもも重要な課題であるというふうには認識しております。一番の負担となっているのが、現場のほうに聞きますと、保育計画や保育記録をつくるといった書類作成が一番大きいというふうに言っています。その負担を軽減するために、ICT化を導入したり、行っております。

また、用務職を原則1名配置しておりますが、未配置になっている園もございます。そこには非常勤職員2名を配置して、十分な体制をとっているところでございます。

今後も保育課および保育園とでどのような事務軽減あるいは軽減ができるのか、今検討しているところですので、そういった形でもって保育士の負担軽減を図っていきたいというふうに考えております。

○田中さやか君 保育課の、保育士のことについてちょっと伺いたいんですけども、私が保育課長に報告した事例は、子どもの命と安全にかかわるとても重要な事例でした。それでも今の答弁で本当によろしかったのでしょうか。お答えください。

そして、義務教育学校設置についてです。義務教育学校設置の決定については、本来はもっと広く、例えば在校生の保護者や、これから学齢期を迎える保護者なども巻き込んで議論がされるべきであったという問題意識で質問しています。けれど、議論はされなかったということによろしいですか。伺います。

そして、主権者教育についてです。子どもたちの声を受けられる大人の体制が整うことは、子どもたちの主権者意識が向上し、それは品川区が掲げる区と区民の協働、区民活動が活発な地域社会を築くことにもつながるため、今以上に積極的に子どもたちの意見を聞く姿勢を求めます。

そして、席順について。男女混合名簿についてです。性的マイノリティーへの配慮、双方の理解を進めるに当たり、一番取り組みやすいことだと思います。なので、そのような観点があるということを経教委と学校で共通認識を持っていただき、取り組んでいただきたいと思っております。お答えください。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） それでは、私から、再々質問についてお答えいたします。

子どもの命を守る、これは当然のことでございます。そのためにいろいろ整備をしてきております。さらに、この用務員、用務職あるいは事務職を配置するのがいいのか、あるいは保育士そのものを増やすのがいいのか、その辺のところは議論があるかと思えますけれども、私どもは保育士の数を国の基準以上にも行っていますし、また、先ほど言いましたように用務職がない園につきましては原則2名以上の非常勤職員を置いて手厚い体制をとっているところでございます。そういった体制のもとで子どもの命を守っていききたいというふうに考えております。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、再々質問についてお答えいたします。

まず、義務教育学校設置の関係でございますが、そちらにつきましては一部先ほどもご答弁させていただきましたが、10年の実践、一貫校の10年の実践の中で、その中で小中一貫教育を義務教育学校に移行する体制が法制度下の中にもしっかりと受け継がれるかという議論を中心に、教育委員会のほうの責任の中でしっかりした議論をしたところでございます。

それから、小中一貫教育推進委員会におきましても、そのような事務局のほかに学識経験者やその他の外部の関係の人も含めた議論をし、最終的には教育委員会事務局のさまざまな状況を整理の中で、義務教育学校移行の事務手順も含めて整理、推進したところでございます。

それから、主権者教育に関係いたしましては、いろいろな場面で子どもの意見を表明する場といたしまして、市民科の充実あるいは児童・生徒懇談会等、児童・生徒が自発的な活動ができる場面もございます。そういった形も含めた充実を今後も図っていききたいと考えているところでございます。

それから、男女混合名簿につきましては、男女共同参画の見地あるいは、そのような見地を中心にして、これからも整備していききたいと考えておりますが、LGBTについての理解促進についても当然のことながら重要な見地であると認識しているところでございます。

○副議長（こんの孝子君） 以上で、田中さやか君の質問を終わります。

これをもって本日の一般質問を終わります。

以上で本日の予定は終了いたしました。

次の会議は11月27日、本日に引き続き一般質問を行います。なお、27日の会議は午前10時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後4時13分散会

議 長	松 澤 利 行
副議長	こんの 孝 子
署名人	伊 藤 昌 宏
同	安 藤 たい作